

印 西 市

土地の埋立て等による土壌の汚染 及び災害の発生の防止に関する条例 (残 土 条 例)

申請の手引き

平成 29 年 4 月 1 日

令和 5 年 5 月 26 日改定

問 い 合 わ せ 先

印西市 環境経済部 環境保全課 指導係

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364-2

TEL 0476-42-5111 (代表) / 0476-33-4495 (直通)

FAX 0476-42-7242 (代表) / 0476-42-5339 (直通)

メール kankyoka@city.inzai.chiba.jp

1 はじめに

これまで、千葉県では平成10年1月から面積3,000㎡以上を対象に、また印西市では平成10年4月から面積500㎡以上3,000㎡未満を対象に、土砂等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（残土条例）をそれぞれ施行し、土砂等による埋立てを規制してきましたが、印西市内では無秩序かつ悪質な埋立てが行われ、これまでの条例ではこれらを規制することが難しい状況でした。

さらに、これまでの条例は、自然発生土のみを対象にしていたため、人工的に作った土砂や廃棄物から作った資材（いわゆる改良土や埋立て資材）については、残土条例や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）の規制が及ばないことを逆手にとった埋立ても行われておりました。

こうした無秩序な埋立てが行われる地域は、主に市街化調整区域であり、地下水を飲用水や農業用水として使用している農業地域であることから、地元住民から不安の声が県や市に多数届きました。

については、これらの不安を解消し、市域の土壌や地下水の汚染を未然に防ぐため、今回の条例を制定し、平成29年4月1日から施行に至ったものです。

2 市残土条例の主な改正点（平成29年4月1日施行新条例と旧条例の比較から）

- ・ 改良土、埋立て資材、廃棄物等による埋立てを禁止します。
- ・ 面積200㎡以上500㎡未満の特定事業は、事前届出制になります。
- ・ 面積500㎡以上の特定事業については、届出又は許可申請の前に、すべて事前協議を必要とし、その有効期間を1年間とします。
- ・ 500㎡以上の採取土砂のみで行う特定事業については、事前届出制になります。
- ・ 500㎡以上の残土での埋立ては、すべて市残土条例の許可の対象になります。
- ・ 土砂等（残土）の発生元を千葉県内に限定します。
- ・ 特定事業の事業期間を最長1年間とします。
- ・ 新たに埋立て区域の水質について、安全基準を設けます。
- ・ 土砂の安全基準に水素イオン濃度を設け、その基準はpH4.5～8.0とします。
- ・ 特定事業区域（筆）に隣接する土地所有者すべての承諾に加え、その周囲300m以内に居住する世帯の8割以上の承諾が必要になります。なお、その世帯が30世帯未満の場合は、その世帯の8割以上の承諾及び同区域内に土地を所有する者の8割以上の承諾が必要になります。
- ・ 特定事業の高さ（完成地盤面）について、他法令等で認められているものを除き、原則として前面公道又は隣接地境界（最上部）との段差を50cm以内とした。
- ・ 一時堆積特定事業については、一山の底面積を100㎡以内、最大高さ2m以下、保安距離を4m以上とした。

3 用語の定義（第2条ほか）

(1) 土地の埋立て等

他の場所から搬入して、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加

工のための原材料の堆積を除く。)を行う行為をいう。

(2) 土砂等

土砂及びこれに混入し、又は吸着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）以外のものをいう。

(3) 改良土

土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したものをいう。水分量を減らすため石灰を添加した土砂にあっても改良土という。

(4) 埋立て資材

建設副産物を処理した再生資材その他これに準ずるものをいう。

(5) 特定事業

土地の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土地の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等により土地の埋立て等を行う事業をいう。

(6) 一時堆積特定事業

特定事業のうち、他の場所への土砂等の搬出を目的として当該土砂等の堆積を行うものをいう。

(7) 特定事業区域

特定事業に供する区域をいう。

(8) 特定事業場

特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。

(9) 事業主等

特定事業を行う者（請負契約により特定事業を行う者を含む。次条第5項において同じ。）及び特定事業場内の土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地の所有者等」という。）をいう。

4 事業主等の方へ（第3条）

土地の埋立て等を施工しようとする事業主等には、次の責務があります。

（事業主等の責務）

- ① 事業主等は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するとともに、生活環境及び動植物の生息・生育環境を保全する責務があります。
- ② 事業主等は、特定事業区域の周辺関係者に対し、特定事業の内容について事前に説明しなければなりません。
- ③ 事業主等は、土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければなりません。
- ④ 事業主等は、特定事業の施工中に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければなりません。

5 土地所有者等の方へ（第3条第5項、第32条）

土地の埋立て等に土地を提供しようとする方には、次の責務があります。

（土地所有者等の責務）

- ① 特定事業を行う者に対して土地を提供しようとする者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業に対して当該土地を提供することのないよう努め、さらに適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければなりません。

特定事業に同意した土地所有者等には、第3条第5項の責務に加え、下記の具体的な義務が課されます。これらのことを十分理解し、特定事業に同意するようにしましょう。

（特定事業に係る土地所有者等の義務）

- ① 特定事業に同意しようとする土地所有者等は、特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて許可申請の内容について確認し、同意しなければなりません。
- ② 特定事業の施工期間中は、その施工状況を毎月1回以上現地を訪問し、同意した内容に反していないか確認しなければなりません。
- ③ 同意をした土地の所有者等は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う事業主等に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければなりません。

特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令や罰則について

（特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令）

- ① 市長は、特定事業に改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、事業者のほか、期限を定めて当該特定事業に同意した土地の所有者等に対し、特定事業に使用された改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- ② 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業者のほか、期限を定めて当該特定事業に同意した土地の所有者等に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

※この命令に反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

6 土砂等を運搬する方へ（第4条）

土砂等を運搬しようとする方には、次の責務があります。

（土砂等を運搬する者の責務）

- ① 土砂等を運搬する者（以下「土砂等運搬者」という。）は、土地の埋立て等を使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはいけません。
- ② 土砂等運搬者は、土地の埋立て等を使用される土砂等を運搬しようとするときは、発生場所（土砂等が発生し、又は採取される場所をいう。以下同じ。）が異なる土砂等が混ざり合わないよう必要な措置を講じなければなりません。

7 不適正な土地の埋立て等の禁止等（第7条）

（改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止等）

- ① 何人も、改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等（以下「改良土等」という。）を使用して、土地の埋立て等を行えません。
- ② 市長は、土地の埋立て等に改良土等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土地の埋立て等を行っている事業主等に対し、当該土地の埋立て等を直ちに停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。
- ③ 市長は、土地の埋立て等に改良土等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該改良土等及び当該土地の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土地の埋立て等を行い、又は行った事業主等に対し、期限を定めて当該土地の埋立て等を使用された改良土等（当該改良土等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。）を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

※この命令に反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となります。

8 土地の埋立て等を実施する方への留意事項

A 事業の実施にあたって

- ① この条例以外の法令等で規制があるものについては、各法令等の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せて許認可等を取ることが必要である。
また、他法令の許可等を取得している場合においても、この条例の許可（除外規定があるものを除く）は必要である。
- ② 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、市教育委員会に確認すること（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となる）。
- ③ 特定事業を実施する区域（土地）内に、市道及び赤道や青道がある場合（公図で確認すること）は、それが機能しているかどうか、事業を行うために必要な措置はどうか等を市土木管理課に確認すること。
また、管理者が印西市以外の国道や県道、河川等についても、同様に確認した上で、事前協議等に臨むこと。

- ④ 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む）許可について、市農業委員会に必要な手続きを確認すること。
- ⑤ 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、その地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、県北部林業事務所印旛支所や市農政課に必要な手続きや措置等を確認すること。
- ⑥ その他、施行規則別表第3に掲げる行為など、関係許認可を十分に確認すること。
- ⑦ 面積1,000㎡以上の一時堆積事業（ストックヤード）は、一般粉じん発生施設に該当するため、大気汚染防止法に基づく届出が必要である（県大気保全課）。
- ⑧ 土地の埋立て等による事業を行う者は、土地所有者の同意を得ることはもちろん、地上権、永小作権、抵当権等を有する者の施工同意、隣接土地所有者及び近隣居住者に対し、事業内容について十分な説明を行い、理解を得た上で事業を行うこと。

B 事業区域、対象事業について

- ① 特定事業区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路等は含まれない。但し、一時堆積事業の保安地帯は特定事業の区域に含まれる。（なお、現場事務所や搬入路等、事業の用に供する場所を特定事業場という）
また、開発行為や宅地造成等の事業を、切土・盛土で実施する場合は、その事業場以外から搬入する土砂等で埋立て等を行う区域が対象となる。但し、事業場以外から搬入する土砂等で埋立て等を行う区域が作業工程及び区域の表示等により明らかでない場合又は事業の過程で事業場以外の土砂等が事業場内の土砂等と混合されるおそれがある場合は、その事業場すべてが特定事業の対象面積となるため、届出又は許可申請が必要である。
- ② 同一地番の土地又は同一所有者の土地の一部において、埋立て等の事業を行う場合で許可を要しない範囲（面積200㎡未満）の埋立て等の事業を行う場合は、同事業完了後1年以内に当該土地の敷地内（同一事業場内）及びその区域に隣接する土地において、合算面積が200㎡以上となる埋立て等の事業を行う場合は、届出又は許可申請が必要である。

C 対象外の埋立て（一時堆積）について

- ① 採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令及び条例に基づき許可等がなされた採取場において採取された土砂等を販売するために店舗等で一時的に土砂等の堆積を行う事業は、この条例の対象外である（第9条第3項第2号）。
これは、主として許認可採取場から購入した製品としての土砂等を、いわゆるストックヤードとして販売目的のために一時的に堆積する場合を想定している。
なお、建設発生土（残土）は、外観が良く、地質の安全性が確認できたもの等であっても、採取土砂等として許認可等を受けた土砂等にはあたらないことから、面積200㎡以上となる埋立て等を行う場合は、届出又は許可申請が必要である。
- ② 土壌対策汚染法第7条第3項に規定する指示措置として行う事業又は同法第12条1項の規定による届出をした者が当該届出に係る土地の形質変更として行う事業（土壌汚染の除去、土壌の入れ替え、盛土…封じ込め工法などは、汚染土壌の埋立てについてのものであり、当該条例は汚染土壌の埋立てについての規制）は、土壌対策汚染法において、土壌汚染防止について必要な措置がされていることを前提に、この条例から除外した。

- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業（廃棄物の最終処分場における覆土については、廃掃法にて土壤汚染防止について必要な措置がされている）は、この条例から除外した。
- ④ 土地収用法第16条の規定による認定を受けた事業（民間、公共問わず公益な事業（道路、福祉施設等）を進めるものであることから、土壤汚染防止について必要な措置がされていることを前提に、この条例から除外した。
- ⑤ 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業（日常管理の簡易な埋立て行為等）は、この条例の対象外である。
- ⑥ 公共事業ではないものの、公共性が高く災害の発生防止に資する事業であり、市長が認める事業は対象外である。
- ⑦ 届出を要しない範囲（面積200㎡未満）の埋立て等を行う場合であっても、後日疑義が生じることのないよう、当該土地所有者及び事業者は、搬入土砂等の汚染の有無について確認し、埋立て等を実施した範囲及び工事施行期間を明らかにしておくことが必要です。

D 使用土砂等について

- ① 特定事業区域の表土が岩石の場合、地質検査は不要である。
- ② 改良土（再生土、再生砂）、改質土（処理土）、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等、第4種建設発生土及び泥土については、埋立て等での使用を禁止する。
従って、この条例により使用できる土砂等は、知事等から許認可を得た採取場から採取された土砂等、建設発生土のうち自然発生土であって第1種～第3種建設発生土（安全基準に適合するものに限る）となる。
- ③ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた汚泥や「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で定められた放射性物質は、土砂等には分類されないため、埋立て等には使用できない。
廃棄物の中間処理施設において建設汚泥等を中間処理した再生砂、改良土等については、埋立て等での使用を禁止する。
- ④ 第1種処理土（改良土）から第4種処理土（改良土）については、埋立て等の使用を禁止する。

E その他

- ① 特定事業区域の表面をアスファルト舗装等の施工をする場合や天地返し（特定事業施工前に現地の土砂等を確保し、それを表土として覆う）を行う場合は、特定事業場以外からの土砂の搬入終了時に、一度、市職員立会いの下、完了等確認（検査）を実施するものとする。
- ② 特定事業の許可申請に添付する事業区域の表土が安全基準に適合していることを証する検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書の有効期限は、検査試料を採取した日から20か月とし、特定事業区域の面積が500㎡以上となる採取土砂等による特定事業区域表土の地質検査に係る検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書の有効期限にあっても同様に検査試料を採取した日から20か月とする。

ただし、一定の条件を具備した場合に限り有効期限を延長する。

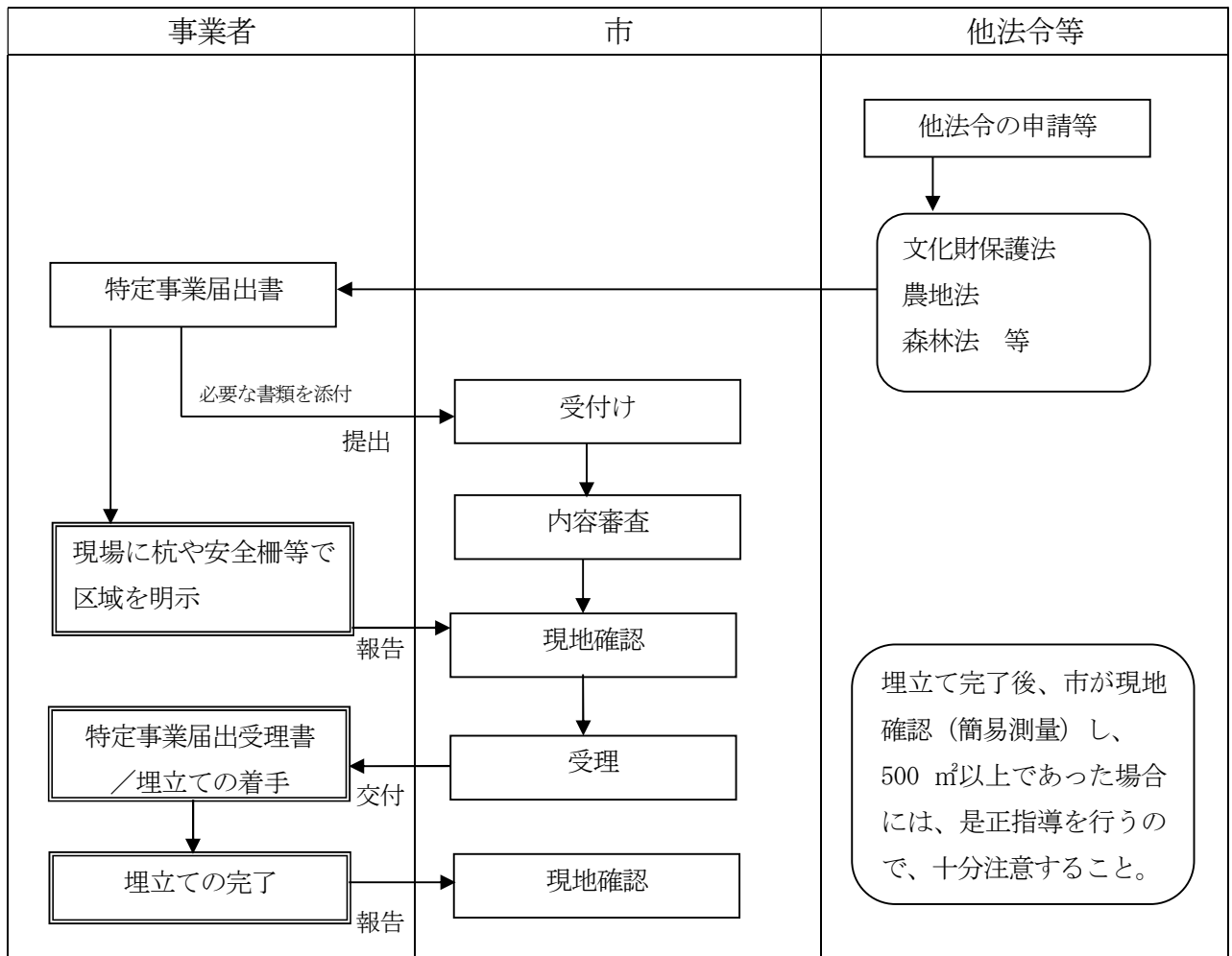
- ③ 土砂等搬入届に添付する土砂等発生元証明書、検査試料採取調書、地質分析(濃度)結果証明書は、どんなに小規模(小土量)であっても、発生場所毎に必要なである。

なお、検査試料採取調書、地質分析(濃度)結果証明書の有効期限は、特定事業区域地質検査同様に検査試料を採取した日から20か月とする。

- ④ 排水の水質検査については、検査を依頼した機関に、容器、必要採水量等を十分確認しておくこと。
- ⑤ 事業の変更(期間延長、区域拡大に伴う構造変更、構造変更に伴う搬入土増量等)は、許可期限が切れてからは一切認められないので、事業変更許可が必要な場合は、市の審査期間もありますので、3か月程度前から余裕をもって手続きしていただきたい。

9 面積200㎡以上500㎡未満の土地の埋立て等の流れ

◎ 届出の流れ



◎ 届出に必要な書類（添付書類）は、第19号様式 特定事業届出書に記載されているので、確認すること。

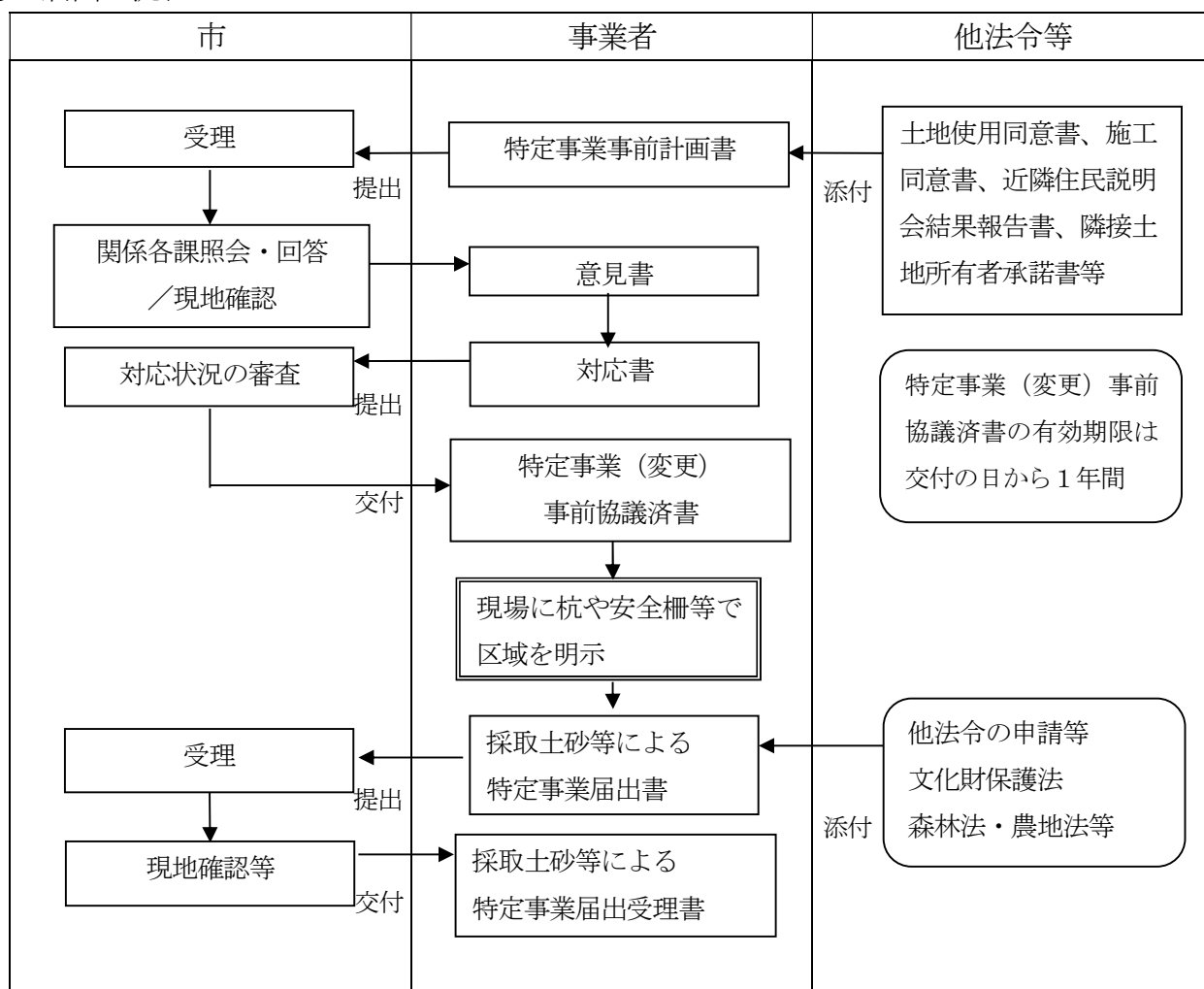
印鑑登録証明書、登記事項証明書、公函等は、発行日から3月以内のものとする。

また、土量は、変化率（締め固め等）を考慮したものとし、特定事業の構造に10m以上の高低差が生じるときは、ボーリング調査を実施し円弧滑りの計算をすること。

届出から事業開始に至る手続きは、特定事業届出書の提出後、市による内容審査、市職員による特定事業区域の確認を経て土砂搬入が認められ、特定事業届出受理書（第22号様式）が交付されます。なお、特定事業届出受理書の交付時期は、市の手続き上、職員による事業区域確認の後、数日を要します。

不明な点等は、市まで問い合わせること。

10 面積500㎡以上となる採取場から採取された土砂等のみで行う土地の埋立て等の流れ
 ◎ 届出の流れ



◎ 事前協議、届出に必要な書類(添付書類)は、それぞれ第9号様式 特定事業事前計画書、第20号様式 採取土砂等による特定事業届出書に記載されているので、確認すること。

住民票、印鑑登録証明書、登記事項証明書、公図等は発行日から3月以内のものとする。

なお、住民説明会を省略することはできず、その説明会では必ず書面により事業概要(地番、目的、面積、工期、土砂等の発生元、運搬経路等)及び図面(平面図、縦横断面図等)その他参考資料を出席者に配付し、説明すること。書面等を配付しない説明会は開催したとは認められない。欠席者に対しても同様の書面等を配付すること。

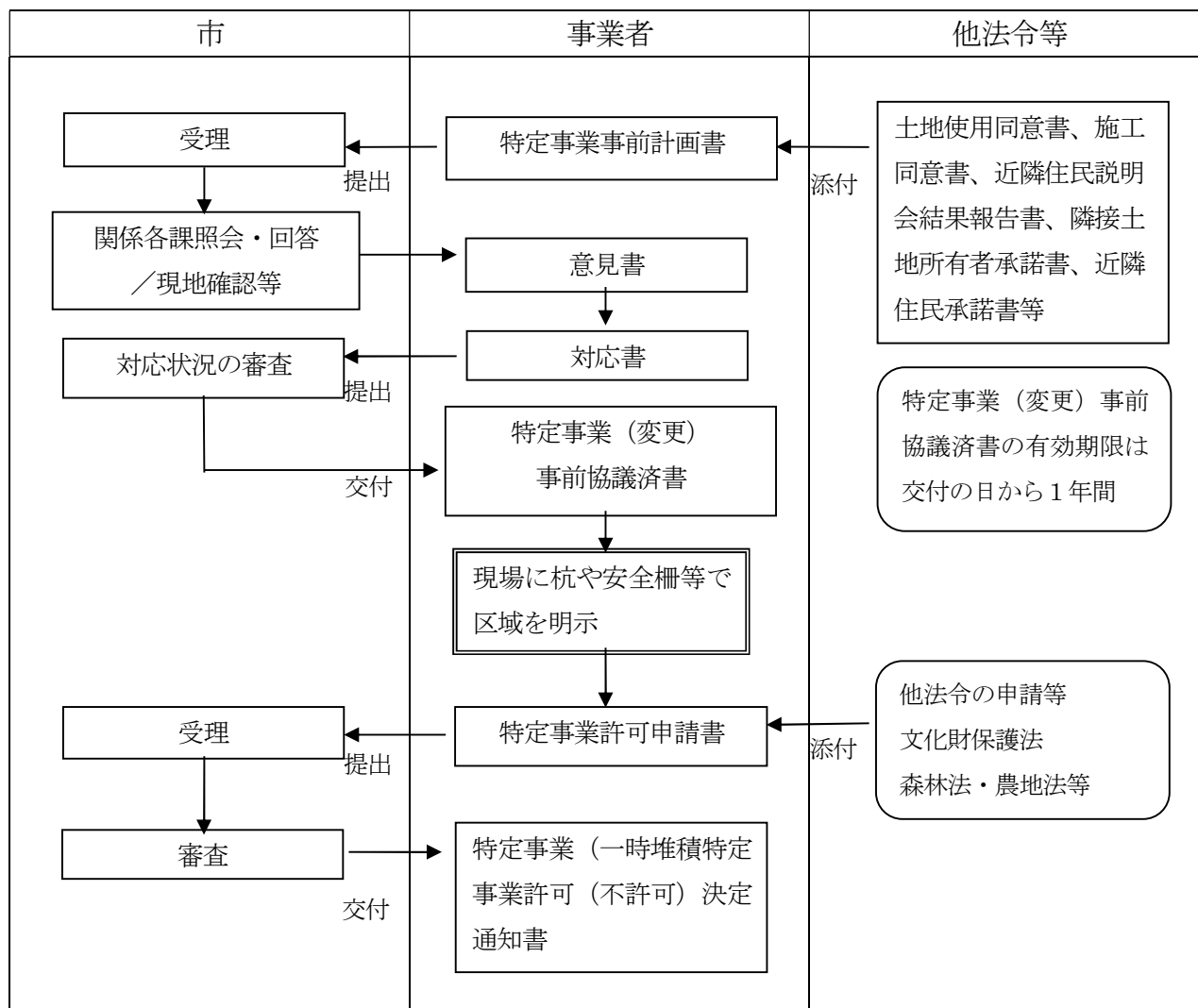
また、土量は、変化率(締め固め等)を考慮したものとし、特定事業の構造に10m以上の高低差が生じるときは、ボーリング調査を実施し円弧滑りの計算をすること。

なお、建設発生土(残土)は、外観が良く、地質の安全性が確認できたもの等であっても、採取土砂等として許認可等を受けた土砂等にはあたらないことから、面積200㎡以上となる埋立て等を行う場合は、届出又は許可申請が必要である。

不明な点等は、市まで問い合わせること。

1.1 面積500㎡以上となる建設発生土（残土）での土地の埋立て等の流れ

◎ 許可申請の流れ



◎ 事前協議、許可申請に必要な書類（添付書類）は、それぞれ第9号様式 特定事業事前計画書、第13号様式 特定事業許可申請書に記載されているので、確認すること。

住民票、印鑑登録証明書、登記事項証明書、公図等は発行日から3月以内のものとする。

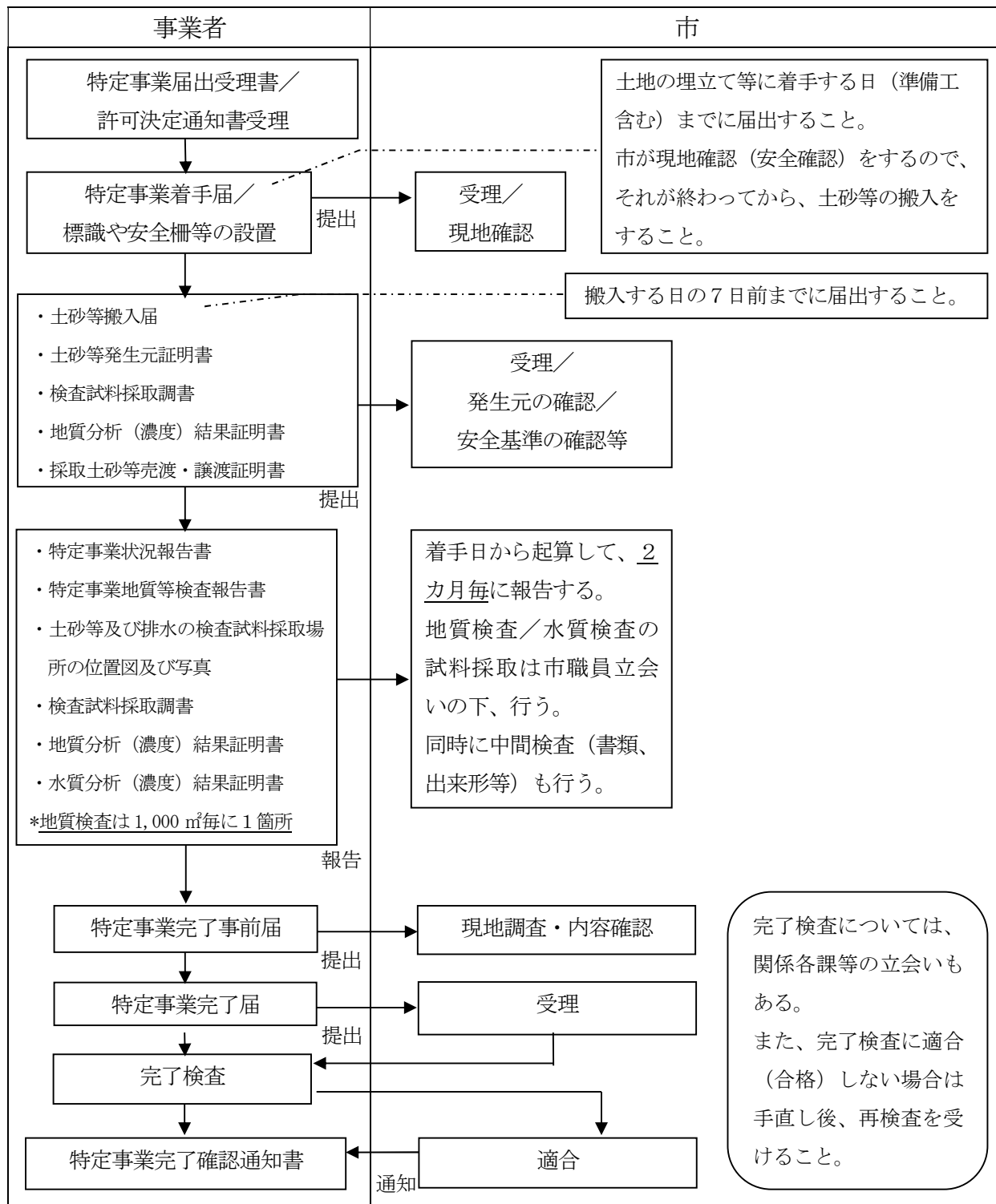
なお、住民説明会を省略することはできず、その説明会では必ず書面により事業概要（地番、目的、面積、工期、土砂等の発生元、運搬経路等）及び図面（平面図、縦横断面図等）その他参考資料を出席者に配付し、説明すること。書面等を配付しない説明会は開催したとは認められない。欠席者に対しても同様の書面等を配付すること。

近隣住民承諾書は、市に提出後、現地調査を実施し、その意思を確認する。万一、虚偽や偽造等があった場合には、その申請及び今後に係る事前協議及び許可申請書は一切受理しない。

また、土量は、変化率（締め固め等）を考慮したものとし、特定事業の構造に10m以上の高低差が生じるときは、ボーリング調査を実施し円弧滑りの計算をすること。

不明な点等は、市まで問い合わせること。

1 2 施工の流れ



◎ 事業着手及び土砂等搬入（採取土砂等／残土）に係る必要な書類は、それぞれ第30号様式 特定事業着手届、第31号様式 土砂等搬入届（第21号様式 採取土砂等売渡・譲渡証明書／第32号様式 土砂等発生元証明書／第15号様式 検査試料採取調書／第16号様式 地質分析（濃度）結果証明書）となるので、確認すること。

不明な点等は、市まで問い合わせること。

1.3 同意・承諾

特定事業区域内の土地所有者の同意、権利を有する者の同意、特定事業区域周辺の土地所有者及び近隣住民等から承諾を得なければなりません。

(事前協議書、許可申請及び届出書に添付)

(1) 同意・承諾の区分

区分	面積等 200 m ² 以上 500 m ² 未満の土地の埋立て (使用する土砂を問わない)	500 m ² 以上	
		採取場等から採取された 土砂のみでの埋立て	左以外(残土)での 埋立て
土地所有者	○	○	○
権利を有する者	○	○	○
隣接する土地所有者	×	○	○
特定事業区域(外周部)から 300mの区域内に居住する世帯の8割以上	×	×	○
特定事業区域(外周部)から 300mの区域内の土地所有者の8割以上	×	×	○ 300mの区域に30世帯未満の場合、土地所有者が追加

○：同意・承諾が必要

×：同意・承諾が不要

(2) 土地所有者の同意

土地所有者に特定事業の内容を説明し、同意を得たら特定事業区域内土地使用同意書を作成してもらう。

第3号様式	特定事業区域内土地使用同意書
第4号様式	特定事業(一時堆積特定事業)区域内土地使用同意書
<ul style="list-style-type: none"> ・同意書に押印した印鑑の印鑑登録証明書(原本) ※個人の場合 ・事業者の印鑑登録証明書(原本) ※法人の場合 	

(3) 特定事業区域の土地の所有者と事業者自らの所有でない場合において、土地所有者と事業者との間で交わされた契約書であって、土地所有者が特定事業に供する土地として提供することを承諾し、かつ土地の利用関係が明白なものであること。

特定事業区域の土地所有者と事業者との契約書の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・契約書に押印した印鑑の印鑑登録証明書(原本) ※個人の場合 ・事業者の印鑑登録証明書(原本) ※法人の場合

(4) 特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意

事業区域内の土地に係る地上権、永小作権、質権、賃借権、抵当権等を有する者の同意を得なければならない。

第5号様式	特定事業区域内施工同意書	※一時堆積も様式は同一
-------	--------------	-------------

(5) 特定事業区域に隣接する土地所有者の承諾

特定事業区域を含む土地（筆）の境界に隣接するすべての土地所有者及び占有者に特定事業を行うことを説明し、承諾を得なければならない。※説明会の開催が必要。

第6号様式	特定事業隣接土地所有者承諾書	※一時堆積も様式は同一
-------	----------------	-------------

(6) 近隣住民への説明及び承諾

特定事業区域（外周部）から300m以内の区域内に居住する者（住民票の有無を問わない）に対し、当該特定事業を説明し、居住する者の世帯の10分の8以上の世帯の代表者（世帯主）からの承諾を得なければなりません。※説明会の開催が必要。なお、空き家は含まない。

300m以内の区域に敷地の一部（筆）が含まれる場合は、その居住する者の承諾も必要となる。

なお、同区域内の世帯が30世帯未満の場合は、その世帯の10分の8以上の承諾及び同区域内の土地所有者の10分の8以上の承諾が必要になります。

また、市に提出された承諾書は、市が現地調査を実施し、その意思を確認する。

第7号様式	特定事業近隣住民承諾書
-------	-------------

1.4 申請及び届出の制限

埋立て事業の申請には、下記の制限があります。

- ・ 特定事業の期間は、1年を超えて許可の申請又は届出をすることはできません。
- ・ 事業主等が措置命令を受け、必要な措置を完了していないときは、許可の申請又は届出をすることはできません。

1.5 土砂等の発生状況の調査

市は、土地の埋立て等に使用される土砂等について、状況に応じ発生元に赴き、当該発生元に汚染の要因の可能性があるかどうか等について、現地を確認します。

市が発生元調査に行く際は、発生元現場責任者の方等の調整を図る等協力をお願いします。

1.6 許可の基準（条例15条）

○ 特定事業（一時堆積特定事業は除く）は、下記に適合しなければ許可となりません。

(1) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
- イ 許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ウ 特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- カ この条例若しくは生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- キ 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの
- ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの
- サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (2) 同意及び承諾を得ていること。
- (3) 特定事業が1年以内に完了するものであること。
- (4) 現場責任者を置くこと。ただし、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上である場合にあつては、現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。
- (5) 特定事業が改良土等を使用するものでないこと。
- (6) 特定事業に使用される土砂等が建設発生土である場合にあつては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。
- (7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所が千葉県区域内であり、かつ、当該発生場所が特定していること。
- (8) 特定事業に使用される土砂等の運搬の過程において、別の発生場所の土砂等が混入するおそれのないこと。
- (9) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。
- (10) 搬入計画において、許可を受けた日から2月以内に土地の埋立て等に着手する計画となっていること。
- (11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。
- (13) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、

特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(14) 特定事業を行うに足りる能力があること。

○ 一時堆積特定事業は、下記に適合しなければ許可となりません。

(1) 上記1から8に該当しないこと。

(2) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。

(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

1 7 変更の許可申請・軽微な変更

許可を受けた特定事業の内容を変更しようとするときは、変更の許可を受けなければなりません。但し、軽微な変更にあつては届出により行うことができます。

(1) 軽微な変更

第 24 号様式	特定事業軽微変更届
①	事業主等の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
②	法定代理人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
③	許可を受けた事業主等に係る次の変更 ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員 イ 役員 ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者 エ 規則第14条に規定する使用人
④	現場事務所の位置の変更
⑤	施工事業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の変更
⑥	現場責任者の氏名及び職名の変更
⑦	特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等を減少させるものに限る）
⑧	特定事業に使用される土砂等の搬入計画変更

⑨ 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
⑩ 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る）

(2) 変更の許可

上記(1)に該当しない変更については、許可が必要です。

変更の内容について、近隣住民等への説明会を行い、承諾を得なければなりません。期間の延長は、当初の埋立て事業期間が満了する日から起算して、最長3月まで認められます。

完了まで、それ以上の工期を必要とする場合は、事業終了後、再度申請することとなります。

特定事業区域の面積拡張は、最大で当初の許可面積の10分の2まで認められます。それ以上の拡張は再申請となります。

一時堆積特定事業に係る特定事業区域の面積拡張は、できません。その場合は再申請となります。

面積を拡張したことにより、新たに近隣住民等の範囲に加わった者から、承諾を得なければなりません。

第23号様式	特定事業変更許可申請書
① 許可申請に添付した書類及び図面のうち、変更に係る書類及び図面（変更前、変更後が比較できるもの）	

18 変更の届出

採取土砂等による特定事業で届け出た特定事業の内容を変更しようとするときは、変更の届出を行わなくてはなりません。

第27号様式	採取土砂等による特定事業変更届出書
① 届出書に添付した書類及び図面のうち、変更に係る書類及び図面（変更前、変更後が比較できるもの）	

19 着手の届出

許可事業主等は、その許可又は届出に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、着手する日までに、その旨を市長に届け出なければなりません（準備工を含む）。

第30号様式	特定事業着手届
--------	---------

20 搬入の届出

許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、搬入日の7日前までに、発生場所（土量）5,000m³毎に、発生元や安全基準に適合が確認できる書類を添付し、市長に届け出なければなりません。

なお、その際に、他法令等で定められた必要な許可証の写しを添付すること。

様式等	提出書類	建設発生土 (残土)	許認可 土砂等
第 31 号様式	土砂等搬入届	○	○
第 32 号様式	土砂等発生元証明書	○	○
第 21 号様式	採取土砂等売渡・譲渡証明書		○
第 15 号様式	検査試料採取調書	○	
第 16 号様式	地質分析（濃度）結果証明書	○	
添付書類	土砂等の発生場所の位置図	○	○
	土砂等の発生場所の平面図及び採取位置を記載した図面	○	
	土砂等の発生場所の現場写真	○	
	搬入経路図	○	○
	砂利採取計画認可許可書の写し等		○

2 1 土砂等の量等の報告

土砂等の発生場所毎に土砂管理台帳を作成し、2月毎に土量等を市へ報告しなければなりません。

また、土砂等の搬入量を1日毎に記載しなければなりません。

管理台帳は1年で閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければなりません。

◎ 埋立て事業状況報告書の提出書類

第 35 号様式	特定事業状況報告書
第 36 号様式	特定事業（一時堆積特定事業）状況報告書
土砂等管理台帳（第 3 3 号様式）	
土砂等管理台帳（一時堆積特定事業用）（第 3 4 号様式）	

2 2 地質検査等の実施

地質検査と水質検査は、特定事業に着手した日から2月毎、及び廃止・完了・終了検査時に市職員立ち会いの下に行い、その結果を報告しなければなりません。

一時堆積事業については、完了届出時に地下浸透防止措置等が講じられていれば、地質検査は省略できる。

一時堆積事業で、一つの搬入届毎に、土砂等が区分された状態で堆積されている場合は、地質検査は省略できる。

地質検査は、特定事業区域を1, 0 0 0 m²以内の区域に等分にして行うこと。

◎ 地質検査等の提出書類

第 37 号様式	特定事業地質等検査報告書
第 15 号様式	検査試料採取調書
第 16 号様式	地質分析（濃度）結果証明書

第 38 号様式	水質分析（濃度）結果証明書
検査試料を採取した地点の位置図、現場写真	
当該期間に埋立てを行った区域の前後の平面図、縦横断図	
土量計算書	

2 3 関係書類等の縦覧

許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、特定事業に関する書類及び図面の写し、土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について、利害関係を有する者に対し、いつでも縦覧できる状態にしなければなりません。

2 4 標識の掲示等

許可又は届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、特定事業が施工されている間、標識を掲げなければなりません。

許可又は届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を杭や安全柵等で表示してください。

2 5 特定事業の廃止等

特定事業を廃止又は中止しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。

市は、特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

◎ 廃止（中止）届の提出書類

第 39 号様式	特定事業廃止（中止）事前届
第 40 号様式	特定事業廃止届
工程表（事前届）	
現場写真（事前届）	
平面図	
縦横断図	
土量計算書	

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置については、隣接境界との段差、擁壁の有無、法面、堆積の高さ等、個別の事業内容や周辺の状況、特定事業区域の地形等を勘案し、個々の案件毎に判断します。

特定事業区域を確認し、特定事業廃止確認通知書（第 41 号様式）に、必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2.6 特定事業の完了等

特定事業を完了しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。

市は、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

◎ 完了届の提出書類

第 42 号様式	特定事業完了事前届
第 43 号様式	特定事業完了届
工程表（事前届）	
現場写真（事前届）	
平面図	
縦横断面図	
土量計算書	

特定事業区域を確認し、特定事業完了確認通知書（第 44 号様式）に、必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2.7 特定事業の終了等

特定事業を終了しようとするときは、あらかじめ届出が必要です。

市は、特定事業に使用した土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか検査を行います。

（許可を受けた期間の満了日までに、特定事業を完了できない場合）

◎ 終了届の提出書類

第 45 号様式	特定事業終了事前届
第 46 号様式	特定事業終了届
工程表（事前届）	
現場写真（事前届）	
平面図	
縦横断面図	
土量計算書	

特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置については、隣接境界との段差、擁壁の有無、法面、堆積の高さ等、個別の事業内容や周辺の状況、特定事業区域の地形等を勘案し、個々の案件毎に判断します。

特定事業区域を確認し、特定事業終了確認通知書（第 47 号様式）に、必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

28 譲受け

特定事業（残土）の許可を受けた者から当該特定事業を譲受けようとする者は、譲受けの許可を受けなければなりません。

第 48 号様式	特定事業譲受け許可申請書
譲受けを証する書類 特定事業区域内の土地所有者等の同意書及び権利を有する者の承諾書	

採取土砂等による特定事業届出書により届け出た者から当該特定事業を譲受けようとする者は、届け出なければなりません。

第 49 号様式	採取土砂等による特定事業譲受け届出書
譲受けを証する書類 特定事業区域内の土地所有者等の同意書及び権利を有する者の承諾書	

29 相続等

特定事業の許可を受けた者又は届出をした者から、相続、合併又は分割により地位を継承した者は、特定事業相続等届出書を提出する必要があります。

また、地位を継承した者は、同意をした土地所有者等に通知しなければなりません。

第 51 号様式	特定事業相続等届出書
相続、合併又は分割の事実を証する書類	

30 報告の徴収

市は、土地の埋立て等に関し、事業主等（土地の埋立て等を行う疑いのある者を含む）に対し、市の指定する日までに、その業務に関し報告をさせることができます。

31 手数料

特定事業の許可又は変更の許可、譲受けの許可を受けようとする事業主等は、印西市手数料条例に定めるところにより、手数料を納めなければなりません。

- ・特定事業許可申請手数料：48,000円
- ・特定事業変更許可申請手数料：28,000円
- ・特定事業譲受け許可申請手数料：28,000円

32 提出部数

正1部、副14部 ※特定事業の内容により増減の可能性がります。

いずれも、ファイルに綴じ、インデックスを付していただきたい。

なお、書類や図面のサイズは、可能な限り A4 又は A3 にしていただきたい。

33 罰則

条例の各規定に違反した場合は、罰則が適用されます。

次に掲げる者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

	違反の内容	根拠条文
命令違反	改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等の禁止等の措置命令に違反した事業主等	第7条第2項、第3項
	災害発生防止等に係る措置命令違反した事業主等	第31条第1項、第2項
	許可の取消し、停止命令に違反した事業主等	第32条第1項
	廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令に違反した事業主等	第33条第1項、第2項
	特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令に違反した事業主等	第36条第1項、第2項
無許可埋立て等	特定事業の許可、特定事業の届出の規定に違反して特定事業を行った事業主等	第9条第1項、第2項
	変更の許可等、変更の届出、譲受けの許可、譲受けの届出の規定に違反して特定事業を行った事業主	第16条第1項、 第17条第1項、 第29条第1項、第6項
	名義貸しの禁止の規定に違反して他人に特定事業を行わせた事業主等	第19条

次に掲げる者は、50万円以下の罰金

	違反の内容	根拠条文
	土砂等の搬入届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した事業主等	第22条
	土砂管理台帳の作成の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして特定事業を行った事業主等	第23条第1項
	使用された土砂等の量等の報告若しくは地質検査等の報告又は報告の徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業主等	第23条第2項 第24条第1項、第2項 第37条
	関係書類等の保存の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった事業主等	第34条第3項
	立入検査の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした事業主等	第38条第1項

次に掲げる者は、30万円以下の罰金

違反の内容	根拠条文
軽微な変更、廃止の届出、完了の届出、終了の届出又は相続等の届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主等	第16条第9項 第26条第3項 第27条第3項 第28条第3項 第30条第2項
標識の掲示又は境界の表示の規定に違反して、標識を掲示せず、又は境界を明らかにする表示を行わなかった事業主等	第20条第1項、第2項
特定事業の着手の届出の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土地の埋立て等に着手した事業主等	第21条
関係書類等の保存の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった事業主等	第34条第1項

3.4 公表

不適正な土地の埋立て等による土壌の汚染や飛散又は流出による災害の発生による近隣への影響を鑑み、以下の者については、氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、違反等の事実等について、市長は公表することができます。

- (1) 改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等に対する措置命令を受けた事業主等
 - 災害の発生を防止するための措置命令を受けた事業主等
 - 特定事業の許可、届出の規定に違反して特定事業を行った事業主等
 - 変更の許可、届出の規定に違反して特定事業を行った事業主等
 - 廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令を受けた事業主等
- (2) 許可を取り消された事業主等

3.5 他法令による規制の確認

特定事業の実施場所、規模、態様等によっては、他法令等の規制を受けることになります。この条例に基づく申請等とは別に、各法令等に基づく手続きが必要になります。

従って、特定事業の申請や届出を行う前に、他法令等による規制の有無を十分確認してください。

主に、次表に掲げたようなものが想定されます。

関係課名	法令、計画等	主なもの
都市計画課	都市計画法	用途地域、開発許可等
	景観条例	計画区域等
	宅地造成及び特定盛土等規制法	規制区域等
建築指導課	建築基準法	建築確認等
教育委員会	文化財保護法	指定文化財及び埋蔵文化財に関する協議

農業委員会	農地法	農地転用の届出／許可
県北部林業事務所／農政課	森林法／千葉県林地開発（条例）	林地開発許可／小規模林地開発届出 伐採届
県印旛地域振興事務所	採石法、砂利採取法、 千葉県土採取条例	岩石採取計画認可、砂利採取計画認可、 土採取計画認可
農政課	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における許可
土木管理課等	道路法 ※他の道路管理者も同様	道路運行許可、道路占用許可、工事施行承認等
国交省 等	河川法 ※他の河川管理者も同様	河川占用許可、工事施行承認等
印西警察署	道路交通法	大型貨物車通行禁止道路通行許可
県印旛土木事務所	千葉県土砂運搬適正化対策指導要綱	5,000m ³ 以上の土砂等を運搬する者
県印旛土木事務所	急傾斜地の崩落による災害の発生の防止に関する法律	急傾斜地崩落危険区域内における許可
県大気保全課 ／ 県印旛地域振興事務所	大気汚染防止法 ※一時堆積の面積が 1,000 m ² 以上のとき	一般粉塵発生施設の設置（使用・変更）届出
県水質保全課	土壌汚染対策法	面積 3,000m ² 以上の土地の掘削その他形質の変更をしようとする者
県自然保護課 ／ 県印旛土木事務所	自然公園法／県立自然公園条例	国定公園／県立自然公園内の開発行為等の許可申請又は届出

3.6 申請様式等

この条例に基づく届出や申請等に関する様式は、次からダウンロードしてください。

印西市HP（トップページ） → 便利メニュー → オンラインサービス →
 印西市例規集 → 目次検索 → 第7類 厚生 → 第3章 環境保全 →
 印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

※記入にあたっては、この手引きを参照し、不明点等は市の担当課へ問い合わせること。

条例	規則	備考
<p>印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成28年条例第37号）</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準（第6条）</p> <p>第3章 不適正な土地の埋立て等の禁止等（第7条・第8条）</p> <p>第4章 特定事業の規制（第9条—第34条）</p> <p>第5章 特定事業に係る土地所有者等の義務（第35条・第36条）</p> <p>第6章 雑則（第37条—第42条）</p> <p>第7章 罰則（第43条—第46条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土地の埋立て等及びこれに供する土砂等の土質について必要な規制を行うことにより、生活環境及び動植物の生息・生育環境を保全するとともに、土壌及び地下水の汚染並びに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土地の埋立て等 他の場所から搬入して、土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行う行為をいう。</p> <p>(2) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）以外のものをいう。</p> <p>(3) 改良土 土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その性状を改良したものをいう。</p> <p>(4) 埋立て資材 建設副産物を処理した再生資材その他これに準ずるものをいう。</p> <p>(5) 特定事業 土地の埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土地の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域から発生し、又は採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所から発生し、又は採取された土砂等により土地の埋立て等を行う事業をいう。</p> <p>(6) 一時堆積特定事業 特定事業のうち、他の場所への土砂等の搬出を目的として当該土砂等の堆積を行うものをいう。</p>	<p>印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成28年規則第114号）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成28年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>・ゴルフ場等の広大な事業区域内で外部から土砂等を搬入せず、現地の土砂のみを切り盛りする行為は本条例の対象とはならない。</p> <p>・碎石のみを用いて駐車場を造成する行為は本条例の対象とはならない。</p> <p>・工場等においてレンガ等の製造の原材料として土砂等を一時堆積する場合は本条例の対象とならない。</p> <p>・小売店等において知事等から許認可を得た採取場から採取された山砂を販売する目的で一時堆積する行為は本条例の対象とならない。</p> <p>・本条例により埋立てに使用できる土砂は、知事等から許認可を受けた採取場から採取された土砂もしくは自然発生土であって、第1種～第3種建設発生土となる。</p> <p>※改良土、改質土、再生土等は使用不可。</p>

<p>(7) 特定事業区域 特定事業に供する区域をいう。</p> <p>(8) 特定事業場 特定事業区域及び特定事業に供する施設が存する区域をいう。</p> <p>(9) 事業主等 特定事業を行う者(請負契約により特定事業を行う者を含む。次条第5項において同じ。)及び特定事業場内の土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地の所有者等」という。)をいう。 (事業主等の責務)</p> <p>第3条 事業主等は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するとともに、生活環境及び動植物の生息・生育環境を保全する責務を有する。</p> <p>2 事業主等は、特定事業区域の周辺関係者に対し、特定事業の内容について事前に説明しなければならない。</p> <p>3 事業主等は、土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。</p> <p>4 事業主等は、特定事業の施工中に事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 特定事業を行う者に対して土地を提供しようとする者は、土壌の汚染及び災害が発生するおそれのないことを確認し、これらのおそれのある事業に対して当該土地を提供することのないよう努め、さらに適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。 (土砂等を運搬する者の責務)</p> <p>第4条 土砂等を運搬する者(以下「土砂等運搬者」という。)は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状況を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはならない。</p> <p>2 土砂等運搬者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、発生場所(土砂等が発生し、又は採取される場所をいう。以下同じ。)が異なる土砂等が混ざり合わないよう必要な措置を講じなければならない。 (市の責務)</p> <p>第5条 市は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、土地の埋立て等の適正化に関する施策を推進するとともに、土地の埋立て等の状況の把握、不適正な土地の埋立て等の監視、土地の埋立て等に係る住民からの苦情の処理、住民に対する土地の埋立て等に関する情報の提供その他必要な事項について、千葉県及び他の市町村と</p>	<p>(周辺関係者への説明等)</p> <p>第2条 条例第3条第2項に規定する周辺関係者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 特定事業区域から300メートルの区域内に居住する者</p> <p>(2) 特定事業区域から300メートルの区域内にある土地の所有者(当該区域内に居住する世帯の数が30世帯未満の場合に限る。)</p> <p>2 条例第3条第2項の規定による説明は、説明会の開催によるものとする。この場合において、説明会の欠席者に対しては、個別訪問又は文書の配付による説明を行わなければならない。</p> <p>3 事業主等は、説明会が終了したときは、直ちに、出席者名簿及び会議録を作成しなければならない。</p>	<p>・300mの考え方は、特定事業区域の外周部からとする。なお、現に人が住んでいない空き家は世帯に含まない。</p> <p>・必ず説明会を開催した上で、周辺関係者の承諾を得なければならない。なお、市に提出された承諾書は、市が対象世帯を訪問し、その意思を確認する。万一、虚偽であった場合には申請を受理せず、今後、同一人による申請は受理しない。</p>
---	--	---

<p>連携して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>第2章 土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準</p> <p>(土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準)</p> <p>第6条 土地の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の規定により定められた土壌の汚染に係る環境基準及び水質の汚濁に係る環境基準に準じて、規則で定める。</p> <p>第3章 不適正な土地の埋立て等の禁止等</p> <p>(改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止等)</p> <p>第7条 何人も、改良土、埋立て資材又は安全基準に適合しない土砂等(以下「改良土等」という。)を使用して、土地の埋立て等を行ってはならない。</p> <p>2 市長は、土地の埋立て等に改良土等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土地の埋立て等を行っている事業主等に対し、当該土地の埋立て等を直ちに停止し、又は期限を定めて現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、土地の埋立て等に改良土等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該改良土等及び当該土地の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土地の埋立て等を行い、又は行った事業主等に対し、期限を定めて当該土地の埋立て等に使用された改良土等(当該改良土等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(土地の埋立て等による崩落等の防止措置等)</p> <p>第8条 事業主等は、当該土地の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、土地の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土地の埋立て等を行い、又は行った事業主等に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。</p> <p>第4章 特定事業の規制</p> <p>(特定事業の許可等)</p> <p>第9条 特定事業区域の面積が500平方メートル以上(特定</p>	<p>(土壌の安全基準)</p> <p>第3条 条例第6条の土砂等の安全基準のうち土壌の汚染に係るものは、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p> <p>(水質の安全基準)</p> <p>第4条 条例第6条の土砂等の安全基準のうち水質の汚濁に係るものは、別表第2の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、特定事業区域内の浸透水及び特定事業区域以外の地域への排水を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。</p>	<p>・改良土等を使用した場合は、事業者、土地所有者等に対し、措置命令、罰則あり。</p> <p>・過去1年以内に同一</p>
--	--	---

<p>事業区域に隣接する土地において、当該特定事業区域に係る特定事業を施工する日前1年以内に特定事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該特定事業区域と既に施工され、又は施工中の特定事業区域の面積を合算して500平方メートル以上になる場合を含む。次項第2号において同じ。)となる特定事業(次項第2号に掲げる特定事業を除く。)を行おうとする事業主等は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 次に掲げる特定事業を行おうとする事業主等は、特定事業区域ごとに、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 特定事業区域の面積が200平方メートル以上500平方メートル未満(特定事業区域に隣接する土地において、当該特定事業区域に係る特定事業を施工する日前1年以内に特定事業が施工され、又は施工中の場合においては、当該特定事業区域と既に施工され、又は施工中の特定事業区域の面積を合算して200平方メートル以上500平方メートル未満になる場合を含む。)の特定事業</p> <p>(2) 特定事業区域の面積が500平方メートル以上となる特定事業で次項第2号に規定する採取場から採取された土砂等のみを用いて行うもの</p> <p>3 前2項の規定は、特定事業が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業(第22条第1号において「公共事業」という。)</p>	<p>(公共的団体の範囲)</p> <p>第5条 条例第9条第3項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構</p> <p>(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社</p> <p>(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社</p> <p>(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区</p> <p>(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合</p> <p>(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けたもの</p> <p>2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款又は寄附行為の写し</p>	<p>地及びその隣接地で行った埋立て又は一時堆積行為は、その面積を合算する。その結果、面積500㎡以上の埋立て及び一時堆積は届出又は許可が必要である。</p> <p>・採取土砂のみによる埋立ては届出、それ以外は許可。</p> <p>・埋立て面積200～500㎡未満は事前届出が必要。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p>
--	---	---

<p>(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)、千葉県土採取条例(昭和49年千葉県条例第1号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</p> <p>(特定事業に係る土地所有者等の同意等)</p> <p>第10条 前条第1項の許可の申請をしようとする事業主等又は同条第2項の規定による届出をしようとする事業主等(土地の所有者を除く。)は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請又は届出に係る特定事業区域内の土地の所有者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>(1) 申請が第12条第1項の規定によるものである場合 同項第1号から第11号までに掲げる事項</p> <p>(2) 申請が第12条第2項の規定によるものである場合 同項第1号から第6号までに掲げる事項</p> <p>(3) 届出が第13条第1項の規定によるものである場合 同条第1項に規定する事項</p> <p>(4) 届出が第13条第2項の規定によるものである場合 同項第1号に掲げる事項</p>	<p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、第1項第7号の認定をしたときは公共的団体認定通知書(別記第2号様式)により、認定をしないときはその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(許可及び届出の適用除外)</p> <p>第6条 条例第9条第3項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 宅地内の雨水を排除するため、現に自ら居住の用に供している土地に土砂等を盛土する事業</p> <p>(2) 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第3項に規定する指示措置等として行う事業(施行方法が土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)別表第8に規定する土壌汚染の除去、土壌入換え若しくは盛土であるものに限る。)又は同法第12条第1項の規定による届出をした者が当該届出に係る土地の形質の変更として行う事業(施行方法が同令別表第8に規定する土壌汚染の除去、土壌の入換え若しくは盛土であるものに限る。)</p> <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業</p> <p>(4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第16条の規定による認定を受けた事業</p> <p>(5) 公共性が高く災害の発生防止に資する事業であって市長が認めるもの</p> <p>(土地所有者等の同意等)</p> <p>第7条 条例第10条第1項(条例第16条第2項、条例第17条第2項並びに条例第29条第1項及び第6項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める同意書によらなければならない。</p> <p>(1) 条例第9条第1項の許可の申請が条例第12条第1項の規定によるものである場合 特定事業区域内土地使用同意書(別記第3号様式)</p> <p>(2) 条例第9条第1項の許可の申請が条例第12条第2項の規定によるものである場合 特定事業(一時堆積特定事業)区域内土地使用同意書(別記第4号様式)</p> <p>(3) 条例第9条第2項の規定による届出である場合 特定事業区域内土地使用同意書</p> <p>2 前項各号に掲げる同意書には、土地の所有者等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書(土地の所有者等が法人(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の第1項の規定による市町村長の認可を受けた地縁による団体を除く。))</p>	<p>・特定事業区域内の土地所有者も事業者と同等の責任が生ずる。措置命令や罰則の対象となる。</p> <p>・各書類、証明書等は発行日から3月以内のものとする。それ以上経過した場合は再</p>
---	--	--

<p>2 前項に定めるもののほか、前条第1項の許可の申請をしようとする事業主等又は同条第2項の規定による届出をしようとする事業主等は、あらかじめ規則で定めるところにより、当該申請又は届出に係る特定事業区域の土地につき当該特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者（土地の所有者を除く。）の同意並びに当該特定事業区域に隣接する土地の所有者及び近隣の住民に対し、前項各号に掲げる事項を説明し、その承諾を得なければならない。この場合における近隣の住民に対する説明及び承諾は、前条第1項の許可の申請の場合に限るものとする。</p>	<p>である場合にあつては、代表者の印鑑の証明書であつて登記所が発行したもの。以下同じ。）を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第10条第2項（条例第16条第2項、条例第17条第2項並びに条例第29条第1項及び第6項において準用する場合を含む。次項及び第5項において同じ。）に規定する特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、特定事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、賃借権又は抵当権を有する者とする。</p> <p>4 条例第10条第2項の規定による同意は、特定事業区域内施工同意書（別記第5号様式）によらなければならない。</p> <p>5 条例第10条第2項の規定による隣接する土地の所有者の承諾は、特定事業隣接土地所有者承諾書（別記第6号様式）によらなければならない。</p> <p>6 条例第10条第2項（条例第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定による近隣の住民の承諾は、特定事業近隣住民承諾書（別記第7号様式）及び世帯数調査書（別記第8号様式）によらなければならない。</p> <p>7 前項の近隣の住民の承諾は、特定事業区域から300メートルの区域内に居住する世帯の10分の8以上の世帯主から得るものとする。この場合において、当該区域内に居住する世帯の数が30世帯未満のときは、前段に規定する承諾のほか、当該区域内の10分の8以上の土地の所有者の承諾を得なければならない。</p>	<p>度用意すること。</p> <p>・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）のほか、関係各所に確認の上（未登記も含む）、施工の妨げとなる者全員から同意書を得ること。</p> <p>・隣接土地所有者の承諾はすべて必要。</p> <p>・近隣住民（土地所有者）の承諾は80%以上必要。</p>
<p>3 前2項の規定にかかわらず、規則で定めるものについては、この限りでない。 （事前協議等）</p>	<p>8 条例第10条第3項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。 （事前協議）</p>	
<p>第11条 第9条第1項若しくは第16条第1項の許可の申請をしようとする事業主等又は第9条第2項若しくは第17条第1項の規定による届出（第9条第2項の規定による届出にあつては、同項第2号に係るものに限る。）をしようとする事業主等は、規則で定めるところにより、あらかじめ特定事業の計画について、市長と協議しなければならない。</p>	<p>第8条 条例第9条第1項の許可を受けようとする事業主等又は同条第2項の規定による届出をしようとする事業主等は、条例第11条第1項の規定により協議をしようとするときは、特定事業事前計画書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>・提出部数は、正本1部、副本14部。いずれもファイルに綴じ、目次、インデックスを付すこと。</p> <p>・各書類、証明書等は発行日から3か月以内のものとする。それ以上経過した場合は再度用意すること。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による協議において、同項の許可の申請をしようとする事業主等又は届出をしようとする事業主等に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。</p>	<p>(1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図 (2) 特定事業区域の実測求積図 (3) 特定事業場の現況平面図及び断面図 (4) 特定事業場の計画平面図及び断面図 (5) 特定事業場の土地の登記事項証明書 (6) 特定事業場及びその周辺の土地に係る公図の写し（公図の写しにあつては、地目、土地の所有者の住所及び氏名を記入し、謄写した法務局名、作成年月日を記載し、特定事業場及び特定事業区域の範囲が色分けで区分されているもの。以下同じ。） (7) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書 (8) 調整池の平面図、断面図及び構造図 (9) 放流先水路の流域図及び断面図 (10) 流量計算書 (11) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書類 (12) 特定事業場への土砂等の搬入経路図 (13) 住民説明会報告書（別記第10号様式） (14) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面 (15) 前条第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業（一時堆積特定事業）区域内土地使用同意書</p>	<p>・住民説明会を省略することはできない。なお、その説明会を欠席した者（土地所有者、近隣住民等）に対しては、再度説明会を開催するか、戸別訪問し、十分説明すること。</p>

<p>(許可の申請)</p> <p>第12条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 事業の目的</p> <p>(3) 特定事業場の位置及び面積</p> <p>(4) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(5) 特定事業区域の表土の地質状況</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等の量</p> <p>(7) 特定事業の期間</p> <p>(8) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(9) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項</p> <p>(10) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置</p> <p>(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p>	<p>(16) 前条第2項に規定する印鑑登録証明書</p> <p>(17) 前条第4項に規定する特定事業区域内施工同意書</p> <p>(18) 前条第5項に規定する特定事業隣接土地所有者承諾書</p> <p>(19) 前条第6項に規定する特定事業近隣住民承諾書及び世帯数調査書</p> <p>(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>2 条例第16条第1項の許可を受けようとする事業主等又は条例第17条第1項の規定による届出をしようとする事業主等は、条例第11条第1項の規定により協議をしようとするときは、特定事業変更事前計画書(別記第11号様式)に、前項各号に掲げる書類及び図面(変更に係るものに限る。)を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、条例第11条第1項に規定する協議が成立したときは、特定事業(変更)事前協議済書(別記第12号様式)を同項の規定により協議をした事業主等に交付するものとする。この場合において、当該事業主等に特定事業事前協議済書を交付した日から起算して1年以内に条例第12条各項に規定する許可の申請又は条例第13条第2項に規定する届出がされない場合には、その効力を失うものとする。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第9条 条例第12条第1項に規定する申請書は、特定事業許可申請書(別記第13号様式)とする。</p> <p>2 条例第12条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項に規定する印鑑登録証明書</p> <p>(2) 第7条第6項に規定する世帯数調査書</p> <p>(3) 住民説明会報告書</p> <p>(4) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書</p> <p>(5) 事業主等が条例第15条第1項第1号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面(別記第14号様式)</p> <p>(6) 事業主等が条例第15条第1項第1号クに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員(条例第15条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し)</p> <p>(7) 事業主等が法人である場合にあっては、その役員(条例第15条第1項第1号イに規定する役員をいう。以下同じ。)の住民票の写し</p> <p>(8) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあっては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(9) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し</p> <p>(10) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(11) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図</p> <p>(12) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(13) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後</p>	<p>・変更協議の際の提出部数は、正本1部、副本14部。いずれもファイルに綴じ、目次、インデックスを付すこと。</p> <p>・事前協議が整った後、1年以内に本申請をすること。それ以後になった場合は再度事前協議から行うこと。</p> <p>・提出部数は、正本1部、副本14部。いずれもファイルに綴じ、目次、インデックスを付すこと。</p> <p>・各書類、証明書等は発行日から3か月以内のものとする。それ以上経過した場合は再度用意すること。</p> <p>・手数料 新規 48,000円 変更 28,000円 譲受け 28,000円 市が納付書を発行するので、速やかに現金で納付し、領収済書を市に提示すること。 納付しない者には許可しない。 なお、不許可の場合であっても一度納付された手数料は還付しない。</p>
---	---	--

<p>(12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項の許可を受けようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、当該許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に第10条第1項及び第2項に規定する</p>	<p>の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(14) 特定事業場の土地及び当該特定事業場に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(15) 特定事業区域の土地の公図の写し</p> <p>(16) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書及び搬入計画</p> <p>(17) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書</p> <p>(18) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書</p> <p>(19) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(20) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(21) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(別記第15号様式)及び地質分析(濃度)結果証明書(別記第16号様式、計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士(以下「環境計量士」という。)が発行したものに限る。以下同じ。)</p> <p>(22) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p> <p>(23) 特定事業区域の排水計画図</p> <p>(24) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図</p> <p>(25) 農地転用が必要な場合にあつては、許可申請書の写し</p> <p>(26) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類</p> <p>(27) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあつては、占用許可書等の写し</p> <p>(28) 施工事業者の法人登記事項証明書</p> <p>(29) 現場責任者であることを証する書面</p> <p>(30) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第12条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名、役員の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p> <p>(3) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p> <p>(4) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>4 条例第12条第2項に規定する申請書は、特定事業(一時堆積特定事業)許可申請書(別記第17号様式)とする。</p> <p>5 条例第12条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p>	<p>・特定事業を行おうとする土地の表土が現に安全基準に適合していない場合は、申請することができない。</p>
---	---	---

同意及び承諾を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事項
- (2) 特定事業区域の表土の地質の状況（当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造）
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (4) 特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造
- (5) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造
- (6) 特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(届出)

第13条 第9条第2項の規定による届出(同項第1号に係るものに限る。)をしようとする事業主等は、前条第1項第1

- (1) 第2項第1号から第11号まで、第14号から第20号まで及び第22号から第29号までに掲げる書類及図面
- (2) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (3) 特定事業区域の平面図及び断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
- (4) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
- (5) 特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、第2項第21号に掲げる書類及び図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第12条第2項第7号の規則で定める事項は、第3項各号に掲げるものとする。

7 第2項第21号及び第5項第5号の特定事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

500平方メートル以上2,000平方メートル未満	1
2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	2
3,000平方メートル以上4,000平方メートル未満	3
4,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	4

注 面積が5,000平方メートルを超えるときは、1,000平方メートルを超えるごとに1を加算するものとする。

- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。
- (3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

8 第2項第21号、第12条第2項第20号及び第22条第3項に定める検査試料採取調書及び濃度結果証明書の有効期限は、検査試料を採取した日から20か月とする。ただし、特定事業予定区域内の表土検査であり、検査試料採取日以後、次の各号に該当することが明らかな場合は、この限りでない。

- (1) 特定事業予定区域内の形状が変更されていない。
- (2) 特定事業予定区域外から土砂等の搬入がない。
(許可等の決定)

第10条 市長は、条例第12条第1項又は第2項の申請書の提出があつたときは、その可否を決定し、特定事業（一時堆積特定事業）許可（不許可）決定通知書（別記第18号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（特定事業区域の面積が200平方メートル以上500平方メートル未満の特定事業の届出）

第11条 条例第13条第1項に規定する届出書は、特定事業

・申請前の地質検査箇所について、その箇所が複数ある時は位置及び深度等を考慮し、バランス良く場所を選定すること。偏りがある場合には、再検査させる場合がある。

・届出の書類等については、許可申請の欄を

<p>号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる事項を記載した届出書に第10条第1項及び第2項に規定する同意を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>2 第9条第2項の規定による届出(同項第2号に係るものに限る。)をしようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した届出書に第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面、特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から第11号までに掲げる事項</p>	<p>届出書(別記第19号様式)とする。</p> <p>2 条例第13条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項に規定する印鑑登録証明書</p> <p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 特定事業区域の実測求積図</p> <p>(4) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(5) 特定事業場の土地及び当該特定事業場に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書及び搬入計画</p> <p>(7) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面 (特定事業区域の面積が500平方メートル以上となる採取土砂等による特定事業の届出)</p> <p>第12条 条例第13条第2項に規定する届出書は、採取土砂等による特定事業届出書(別記第20号様式)とする。</p> <p>2 条例第13条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第7条第2項に規定する印鑑登録証明書</p> <p>(2) 住民説明会報告書</p> <p>(3) 住民票の写し(法人にあっては、法人の登記事項証明書及び印鑑登録証明書)</p> <p>(4) 事業主等が条例第15条第1項第1号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(5) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)</p> <p>(6) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し</p> <p>(7) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があつたときにあつては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(8) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>(9) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(10) 特定事業場及び特定事業区域の実測求積図</p> <p>(11) 特定事業場及び当該特定事業場に隣接する土地の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(12) 特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。)</p> <p>(13) 特定事業場の土地及び当該特定事業場に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>(14) 特定事業区域の土地の公図の写し</p> <p>(15) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書及び搬入計画</p> <p>(16) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行つ</p>	<p>参照すること。</p> <p>・届出の書類等については、許可申請の欄を参照すること。</p>
---	---	---

<p>(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>(申請及び届出の制限)</p> <p>第14条 第9条第1項の許可を受けようとする事業主等又は同条第2項の規定による届出をしようとする事業主等は、特定事業の期間について1年を超えて当該許可の申請又は届出をすることができない。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、第9条第1項の許可を受けようとする事業主等又は同条第2項の規定による届出をしようとする事業主等が、第7条第2項若しくは第3項、第31条又は第33条の規定により命令を受けた者であって、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請又は届出をすることができない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条 市長は、第12条第1項の規定による申請が、次に</p>	<p>た場合にあつては、当該安定計算を記載した計算書</p> <p>(17) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書</p> <p>(18) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(19) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面</p> <p>(20) 特定事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書</p> <p>(21) 特定事業の施工の方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書</p> <p>(22) 特定事業区域の排水計画図</p> <p>(23) 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図</p> <p>(24) 農地転用が必要な場合にあつては、許可申請書の写し</p> <p>(25) 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類</p> <p>(26) 特定事業区域内に道路又は水路がある場合にあつては、占用許可書等の写し</p> <p>(27) 施工事業者の法人登記事項証明書</p> <p>(28) 現場責任者であることを証する書面</p> <p>(29) 採取土砂等売渡・譲渡証明書(別記第21号様式)</p> <p>(30) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第13条第2項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名、役員の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p> <p>(3) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p> <p>(4) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>(5) 特定事業の期間 (届出の受理)</p> <p>第13条 市長は、第11条第1項による特定事業届出書の届出があつたときは、特定事業届出受理書(別記第22号様式)を当該届出者に交付するものとする。</p> <p>2 市長は、前条第1項の採取土砂等による特定事業届出書の提出があつたときは、採取土砂等による特定事業届出受理書(別記第22号様式の2)を当該届出者に交付するものとする。</p>	<p>・事業期間は、1年以内である。それを超える場合は、再度事前協議から行うこと。</p>
--	---	---

<p>掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 事業主等が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第7条第2項若しくは第3項、第31条又は第33条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者</p> <p>イ 第32条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る印西市行政手続条例（平成9年条例第31号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）。ただし、事業主等が第32条第1項第3号又は第9号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第32条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>エ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>カ この条例若しくは生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>キ 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(2) 第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得ていること。</p> <p>(3) 特定事業が1年以内に完了するものであること。</p> <p>(4) 現場責任者を置くこと。ただし、特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上である場合にあつては、現事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置く</p>	<p>(条例第15条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人)</p> <p>第14条 条例第15条第1項第1号ケ及びコの規則で定める使用人は、条例第12条第1項又は第2項の規定による申請をする者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの</p>	<p>・これまでに措置命令に従わない者、許可を取り消された者等に対しては、許可をすることができない。</p> <p>・過去5年以内に禁錮刑以上に処された者、刑法犯であつて罰金刑以上に処された者、暴力団員等には許可しない。</p> <p>・現場責任者は、事業期間中は現場事務所に常駐すること。抜き</p>
--	---	---

<p>こと。</p> <p>(5) 特定事業が改良土等を使用するものでないこと。</p> <p>(6) 特定事業に使用される土砂等が建設発生土である場合にあっては、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の発生場所が千葉県の区域内であり、かつ、当該発生場所が特定していること。</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の運搬の過程において、別の発生場所の土砂等が混入するおそれのないこと。</p> <p>(9) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。</p> <p>(10) 第12条第1項第9号に規定する搬入計画において、許可を受けた日から2月以内に土地の埋立て等に着手する計画となっていること。</p> <p>(11) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。</p> <p>(13) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(14) 特定事業を行うに足る能力があること。</p> <p>2 市長は、第12条第2項の規定による申請が、前項第1号から第8号まで及び次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、第9条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 特定事業区域の表土が安全基準に適合していること。 ただし、当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 特定事業場の区域以外の地域への排水の水質検査を行うための施設が設置されていること。</p> <p>(4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。</p> <p>3 第12条第1項又は第2項の規定による申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合は、第1項第11号及び第13号並びに前項第2号の規定は、適用しない。</p>	<p>(構造上の基準)</p> <p>第15条 条例第15条第1項第13号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第15条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第5に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第16条 条例第15条第3項の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。</p>	<p>打ち検査あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改良土、埋立て資材、安全基準に適合しない土砂等を使用した場合は罰則あり。 残土（自然発生土）は、第1種～第3種であること。 土砂等（残土）の発生元は、千葉県内に限る。 <p>・許可日から2月以内に事業着手しない場合は、取り消し処分あり。</p> <p>・技術、資金等がない者に対しては許可しない。</p>
---	---	---

<p>(変更の許可等)</p> <p>第16条 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、一時堆積特定事業に係る特定事業区域の面積は、変更することができない。</p> <p>2 前項の規定による許可の申請については、第10条の規定を準用する。</p> <p>3 第9条第1項の許可を受けた事業主等が第7条第2項若しくは第3項、第31条又は第33条の規定による命令に従って、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとする場合は、前2項の規定は適用しない。</p> <p>4 第1項の許可を受けようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した申請書に第2項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>5 第1項の許可を受けようとする事業主等は、第9条第1項の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあつては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して3月を超えて申請することができない。</p> <p>6 第1項の許可を受けようとする事業主等は、第9条第1項の許可に係る特定事業区域の面積を変更する場合にあつては、新たに特定事業区域となる区域の面積について、当該許可に係る特定事業区域の面積の10分の2を超えて申請することができない。</p> <p>7 第1項の許可を受けようとする事業主等は、第7条第2項若しくは第3項、第31条又は第33条の規定により命令を受けた事業主等である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>8 第1項の許可の基準については、前条の規定を準用する。</p>	<p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第17条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業主等の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更</p> <p>(2) 法定代理人の氏名又は住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)の変更</p> <p>(3) 条例第9条第1項の許可を受けた事業主等に係る次に掲げる者の変更</p> <p>ア 法定代理人が法人である場合におけるその役員</p> <p>イ 役員</p> <p>ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者</p> <p>エ 第14条に規定する使用人</p> <p>(4) 現場事務所の位置の変更</p> <p>(5) 施工事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(6) 現場責任者の氏名及び職名の変更</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の搬入計画の変更</p> <p>(9) 特定事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更</p> <p>(10) 特定事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、特定事業区域の区域内に設けた排水施設又は特定事業区域の区域外に設けた柵の構造の変更(排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。)</p> <p>2 条例第16条第4項に規定する申請書は、特定事業変更許可申請書(別記第23号様式)とする。</p> <p>3 条例第16条第4項の規則で定める書類及び図面は、第9条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。</p> <p>4 条例第16条第4項第3号の規則で定める事項は、第9条第3項各号に掲げるものとする。</p>	<p>・違反した場合は取消し処分、罰則あり。</p> <p>・変更許可申請は、当初許可から期間延長3月、面積増加20%までであるため、これを超える場合は、事前協議から再度行うこと。</p>
---	---	--

<p>9 第9条第1項の許可を受けた事業主等は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、変更した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項（第2項及び第29条第1項において準用する場合を含む。）の同意をした土地の所有者等に通知しなければならない。</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第17条 第9条第2項の規定による届出（同項第2号に係るものに限る。）をした事業主等は、第13条第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合において、土地の埋立て等に用いる土砂等は、第9条第3項第2号に規定する採取場から採取された土砂等以外に変更することはできない。</p> <p>2 前項の規定による届出については、第10条の規定を準用する。</p> <p>3 第1項の届出をしようとする事業主等は、次に掲げる事項を記載した届出書に前項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 変更の内容及びその理由</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>（許可の条件）</p> <p>第18条 市長は、第9条第1項の許可（第16条第1項及び第29条第1項の許可を含む。以下第34条までにおいて同じ。）に条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該第9条第1項の許可を受けた事業主等に不当な義務を課するものであってはならない。</p> <p>（名義貸しの禁止）</p> <p>第19条 第9条第1項の許可を受けた事業主等又は同条第2項の規定による届出をした事業主等は、自己の名義をもって、他人に当該許可又は届出に係る特定事業を行わせてはならない。</p> <p>（標識の掲示等）</p> <p>第20条 第9条第1項の許可を受けた事業主等又は同条第2項の規定による届出（同項第2号に係るものに限る。）をした事業主等（第31条を除き、以下「許可事業主等」という。）は、当該許可又は届出に係る特定事業場の公衆の見やすい場所に、当該許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、氏名又は名称、現場責任者の氏名及び職名その他規</p>	<p>5 条例第16条第9項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（別記第24号様式）を提出して行わなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。</p> <p>6 条例第16条第9項の規定による通知は、特定事業軽微変更通知書（別記第25号様式）により行わなければならない。ただし、第1項第3号に掲げる者に係る市長が定める特に軽微な事項の変更については、この限りでない。</p> <p>（変更許可等の決定）</p> <p>第18条 市長は、条例第16条第4項の申請書の提出があつたときは、その可否を決定し、特定事業（一時堆積特定事業）変更許可（不許可）決定通知書（別記第26号様式）により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>（変更の届出等）</p> <p>第19条 条例第17条第3項に規定する届出書は、採取土砂等による特定事業変更届出書（別記第27号様式）とする。</p> <p>2 条例第17条第3項の規則で定める書類及び図面は、第12条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。</p> <p>3 第1項の採取土砂等による特定事業変更届出書の提出があつた場合においては、第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「採取土砂等による特定事業届出受理書（別記第22号様式）」とあるのは「採取土砂等による特定事業変更届出受理書（別記第28号様式）」と読み替えるものとする。</p> <p>4 条例第17条第3項第3号の規則で定める事項は、第12条第3項各号（第4号を除く。）に掲げるものとする。</p> <p>（標識）</p> <p>第20条 条例第20条第1項に規定する標識の様式は、土地の埋立て等に関する標識（別記第29号様式）とする。</p> <p>2 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号</p>	<p>・違反した場合は罰則あり。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分あり。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p>
---	--	---

<p>則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>2 許可事業主等は、前項に規定する期間、その許可又は届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。</p> <p>(特定事業の着手の届出)</p> <p>第21条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る土地の埋立等に着手しようとするときは、着手する日までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第22条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して当該土砂等を搬入する日の7日前までに市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものであるとき。</p> <p>(2) 土砂等が、法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。</p> <p>(3) その他土砂等について、市長が土壌の汚染のおそれがないと認めたとき。</p> <p>(土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第23条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等について、当該土砂等の発生場所ごとに、次に掲げる事項(一時堆積特定事業以外の場合にあっては、第3号に掲げる事項を除く。)を記載した土砂等管理台帳を当該土砂等の搬入日(一時堆積特定事業の場合にあっては、搬入日及び搬出日)の属する月の末日までに作成し、その許可を受け、又は届出をした日から1年ごとに閉鎖しなければならない。</p> <p>(1) 許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段</p> <p>(2) 許可又は届出に係る特定事業区域に搬入された土砂等の1日当たりの量</p> <p>(3) 許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の1日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p>	<p>(2) 事業の目的</p> <p>(3) 特定事業場の位置</p> <p>(4) 許可事業主等の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)及び連絡先の電話番号</p> <p>(5) 特定事業の許可又は届出の期間</p> <p>(6) 特定事業場及び特定事業区域の面積</p> <p>(7) 土地の埋立等を使用される土砂等の搬入予定量(一時堆積特定事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量)</p> <p>(8) 施工事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(9) 特定事業場及び特定事業区域の見取図</p> <p>(10) 縦覧場所</p> <p>(特定事業の着手の届出)</p> <p>第21条 条例第21条の規定による届出は、特定事業着手届(別記第30号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第22条 条例第22条の規定による届出は、土砂等の搬入量が5,000立方メートル以内ごとに土砂等搬入届(別記第31号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第22条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第32号様式)とする。</p> <p>3 条例第22条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調査及び地質分析(濃度)結果証明書とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>5 条例第22条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、採取土砂等売渡・譲渡証明書とする。</p> <p>(土砂等管理台帳)</p> <p>第23条 条例第23条第1項に規定する土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(別記第33号様式。一時堆積特定事業にあっては、土砂等管理台帳(一時堆積特定事業用)(別記第34号様式)とする。</p>	<p>・違反した場合は罰則あり。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p>
--	--	--

<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定により作成する土砂等管理台帳の写しを添付して、その許可又は届出に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p> <p>(地質検査等の報告)</p> <p>第24条 許可事業主等は、規則で定めるところにより、定期的に、その許可又は届出に係る特定事業区域の土壌についての地質検査及び当該特定事業区域(その許可に係る特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、当該一時堆積特定事業の特定事業場の区域)以外の地域への排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>2 条例第23条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特定事業の許可を受け、又は届出をした事業主等の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (2) 特定事業の許可番号又は届出番号 (3) 特定事業区域の位置及び面積 (4) 特定事業の許可又は届出の期間 (5) 特定事業に使用される土砂等の量(一時堆積特定事業にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量) (6) 施工事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) (7) 現場責任者の氏名及び職名 (8) 特定事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所の事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (9) 特定事業に使用される土砂等の発生又は採取に係る工事の内容並びに当該工事の責任者の氏名及び連絡先の電話番号 (10) 特定事業に使用される土砂等の発生場所の事業者との間の契約における土砂等の搬入量及び搬入期間並びに当該土砂等の運搬を委託した場合の受託者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) <p>(土砂等の量等の報告)</p> <p>第24条 条例第23条第2項の規定による報告は、特定事業を開始した日から2月ごとに当該2月を経過した日から1週間以内(特定事業の中止をしようとするとき(当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。次項において同じ。))は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、特定事業を廃止し、完了し、又は終了したときは条例第26条第3項、条例第27条第3項又は条例第28条第3項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(別記第35号様式、一時堆積特定事業にあっては、特定事業(一時堆積特定事業)状況報告書(別記第36号様式))を提出して行わなければならない。</p> <p>(地質検査等)</p> <p>第25条 条例第24条第1項に規定する地質検査は、特定事業を開始した日から2月ごと(条例第26条第3項の規定による廃止の届出、条例第27条第3項の規定による完了の届出又は条例第28条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地質検査は、特定事業区域を1,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。 (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点)の土壌について行うこと。 (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分 	<p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p> <p>・地質検査は、着手日から2月毎かつ1,000㎡毎に市職員立会いの下、行う。</p>
---	---	--

<p>2 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域の土壌中に改良土等があることを確認したときは、直ちに市長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(関係書類等の縦覧)</p> <p>第25条 許可事業主等は、市長が指定する場所において、その許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写し並びに第23条第1項又は第2項に規定する土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について</p>	<p>された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。</p> <p>2 特定事業が一時堆積特定事業である場合にあっては、条例第24条第1項の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から2月ごと(条例第26条第3項の規定による廃止の届出、条例第27条第3項の規定による完了の届出(表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合の当該特定事業に係る完了の届出を除く。))又は条例第28条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、前項に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態で堆積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。</p> <p>3 条例第24条第1項の水質検査は、特定事業を開始した日から2月ごと(条例第26条第1項の規定による中止の届出、同条第3項の規定による廃止の届出、条例第27条第3項の規定による完了の届出又は条例第28条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日)に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行わなければならない。(地質検査等の報告)</p> <p>第26条 条例第24条第1項の規定による報告は、特定事業を開始した日から2月ごとに当該2月を経過した日から1週間以内(条例第26条第3項の規定による廃止の届出、条例第27条第3項の規定による完了の届出又は条例第28条第3項の規定による終了の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで)に、特定事業地質等検査報告書(別記第37号様式)に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所の位置図及び現場写真</p> <p>(2) 前条第1項又は第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書</p> <p>(3) 前条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質分析(濃度)結果証明書(別記第38号様式。環境計量士の発行したものに限り。)</p>	<p>・水質検査は、着手日から2月毎に地質検査と同時に、市職員立会いの下、行う。</p> <p>・地質検査及び水質検査実施後、1週間以内にその結果を市へ報告しなければならない。</p> <p>・違反した場合は取り消し処分あり。</p>
---	--	---

<p>利害関係を有する者の縦覧に供さなければならない。</p> <p>(特定事業の廃止等)</p> <p>第26条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業の廃止をし、又は中止をしようとするときは、あらかじめ当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の廃止をし、又は中止をしなければならない。ただし、当該特定事業の中止をしようとする場合であって、当該中止をしようとする期間が2月未満であるときは、届け出を要しない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の廃止又は中止に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p> <p>3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業の廃止をしたときは、廃止した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 前項の規定による届出があったときは、第9条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出は、その効力を失う。</p> <p>5 市長は、第3項の規定による届出があったときは、速やかに、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等に通知しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の完了等)</p> <p>第27条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業が完了する2月前の日までに、当該特定事業が完了するまでの工程その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。</p>	<p>(特定事業の廃止等に係る届出)</p> <p>第27条 条例第26条第1項の規定による届出は、特定事業廃止(中止)事前届(別記第39号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第26条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号</p> <p>(2) 特定事業場の位置</p> <p>(3) 特定事業の許可又は届出の期間</p> <p>(4) 特定事業の廃止をしようとする年月日又は中止をしようとする期間</p> <p>(5) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域の構造</p> <p>(6) 特定事業を廃止し、又は中止した場合の特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置</p> <p>(7) 廃止し、又は中止しようとする特定事業が一時堆積特定事業である場合にあつては、一時堆積特定事業の特定事業区域のうち土砂等が堆積されている面積</p> <p>3 条例第26条第3項の規定による届出は、特定事業廃止届(別記第40号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>4 条例第26条第5項の規定による通知は、特定事業廃止確認通知書(別記第41号様式)により行うものとする。</p> <p>(特定事業の完了に係る届出)</p> <p>第28条 条例第27条第1項の規定による届出は、特定事業完了事前届(別記第42号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第27条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号</p> <p>(2) 特定事業場の位置</p> <p>(3) 特定事業の許可又は届出の期間</p> <p>(4) 特定事業の完了の予定年月日</p> <p>(5) 特定事業を完了した場合の特定事業区域の構造</p>	<p>・規模縮小等により、特定事業区域面積及び土量が減少する廃止の場合、変更許可は不要。</p> <p>・2月以上事業を行う予定がない場合には、必要な措置を講じた上で中止すること。</p> <p>・3月以上事業を行っていない場合は、事業停止命令又は取り消し処分あり。</p> <p>・届出又は許可の内容について、事業終了後、舗装や建築等をすることは、その前に現地検査及び地質検査等を実施するので、工程を考慮すること。</p> <p>・違反した場合は措置命令、罰則あり。</p>
--	--	--

<p>る。</p> <p>3 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第9条第1項の許可又は同条第2項の規定による届出の内容に適合しているかどうかの確認を行い、その結果を前項の規定による届出をした許可事業主等に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(特定事業の終了等)</p> <p>第28条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業が完了する見込みがないときは、同日の2月前の日までに、当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置に係る工程その他規則で定める事項を市長に届け出るとともに、当該工程に基づいて当該措置を講じた上で、当該特定事業の期間が満了する日までに当該特定事業を終了しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容が特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行うとともに、現地調査を行うものとする。</p> <p>3 許可事業主等は、第1項の規定によりその許可又は届出に係る特定事業を終了したときは、終了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第1項の措置が講じられているかどうかの確認を行い、その結果を当該届出をした許可事業主等に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業主等は、第3項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p>第29条 許可事業主等からその許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項(近隣の住民の承諾に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面その</p>	<p>3 条例第27条第3項の規定による届出は、特定事業完了届(別記第43号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>4 条例第27条第4項の規定による通知は、特定事業完了確認通知書(別記第44号様式)により行うものとする。</p> <p>(特定事業の終了に係る届出)</p> <p>第29条 条例第28条第1項の規定による届出は、特定事業終了事前届(別記第45号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号</p> <p>(2) 特定事業場の位置</p> <p>(3) 特定事業の許可又は届出の期間</p> <p>(4) 特定事業の終了の予定年月日</p> <p>(5) 特定事業を終了した場合の特定事業区域の構造</p> <p>3 条例第28条第3項の規定による届出は、特定事業終了届(別記第46号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>4 条例第28条第4項の規定による通知は、特定事業完了確認通知書(別記第47号様式)により行うものとする。</p> <p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第30条 条例第29条第2項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記第48号様式)とする。</p> <p>2 条例第29条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるも</p>	<p>・違反した場合は措置命令、罰則あり。</p> <p>・違反した場合は罰則あり。</p> <p>・譲受けも許可が必要であるので、必ず申請すること。</p>
--	---	---

<p>他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 申請者が第15条第1項第1号クに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第7条第2項若しくは第3項、第31条又は第33条の規定により命令を受けた者である場合であつて、必要な措置を完了していないときは、当該許可の申請をすることができない。</p> <p>4 第1項の許可の基準については、第15条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)の規定を準用する。</p> <p>5 第1項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第9条第1項の許可を受けた事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</p>	<p>のとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(法人にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書</p> <p>(2) 事業主等が条例第29条第4項において準用する条例第15条第1項第1号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(3) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)</p> <p>(4) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し</p> <p>(5) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(6) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>(7) 施工事業者の法人登記事項証明書及び現場責任者証書の写し</p> <p>(8) 譲受けを証する書類</p> <p>(9) 第7条第2項に規定する印鑑登録証明書</p> <p>(10) 特定事業に係る工事請負契約書</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第29条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及び許可番号</p> <p>(2) 譲り受けようとする特定事業の許可の期間</p> <p>(3) 特定事業場の位置</p> <p>(4) 事業主等が未成年者である場合でその法定代理人が法人であるときにあつては、その役員の氏名</p> <p>(5) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の氏名</p> <p>(6) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の氏名</p> <p>(7) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の氏名</p> <p>(8) 施工事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(9) 現場責任者の氏名及び職名</p> <p>(10) 譲受けの理由</p>	<p>また、手数料も必要である。</p>
--	--	----------------------

<p>6 第9条第2項の規定による届出(同項第2号に係るものに限る。)をした事業主等から当該届出に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>7 前項の規定による届出をしようとする者は、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を記載した届出書に前項において準用する第10条第1項及び第2項に規定する同意及び承諾を得たことを証する書面その他規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>8 第6項の規定による届出については、第3項及び第5項の規定を準用する。</p> <p>(相続等)</p> <p>第30条 許可事業主等について相続、合併又は分割(その許可又は届出に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその許可又は届出に係る特定事業の全部を承継した法人は、許可事業主等のこの条例の規定による地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可事業主等の地位を承継した者は、承継した日から起算して10日以内に、規則で定める書類を添付して、その旨を市長に届け出るとともに、第10条第1項(第16条第2項、第17条第2項並びに前条第1項及び第6項において準用する場合を含む。)の同意をした土地の所有者等に通知しなければならない。</p>	<p>4 条例第29条第7項に規定する届出書は、採取土砂等による特定事業譲受け届出書(別記第49号様式)とする。</p> <p>5 条例第29条第7項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号から第11号までに掲げる書類</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面</p> <p>(譲受け許可等の決定)</p> <p>第31条 市長は、条例第29条第2項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、特定事業譲受け許可(不許可)決定通知書(別記第50号様式)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(相続等の届出等)</p> <p>第32条 条例第30条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届出書(別記第51号様式)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 住民票の写し(法人にあつては、法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書</p> <p>(2) 事業主等が条例第29条第4項において準用する条例第15条第1項第1号アからサまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(3) 事業主等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し)</p> <p>(4) 事業主等が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し</p> <p>(5) 事業主等が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにあつては、これらの者の住民票の写し</p> <p>(6) 事業主等に第14条に規定する使用人がある場合にあつては、その者の住民票の写し</p> <p>(7) 相続、合併又は分割の事実を証する書類</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第30条第2項の規定による通知は、特定事業相続等通知書(別記第52号様式)により行わなければならない。</p>	<p>・違反した場合は取り消し処分、罰則あり。</p>
--	--	-----------------------------

<p>(措置命令)</p> <p>第31条 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第9条第1項の許可を受けた事業主等又は同条第2項の規定による届出をした事業主等(第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで、又は第17条第1項の規定により届出をしないで変更した事業主等を除く。)に対し、当該特定事業を直ちに停止し、又は期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第9条第1項若しくは第2項、第16条第1項又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った事業主等に対し、期限を定めて当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第32条 市長は、第9条第1項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第7条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第9条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第9条第1項の許可に係る特定事業を引き続き3月上行っていないとき。</p> <p>(4) 第15条第1項第1号キ若しくはサに該当するに至ったとき又は第9条第1項の許可を受けた当時第15条第1項第1号キ若しくはサに該当していたことが判明したとき。</p> <p>(5) 第15条第1項第1号クからコマで(同号キに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第9条第1項の許可を受けた当時第15条第1項第1号クからコマで(同号キに係るものに限る。)のいずれかに該当していたことが判明したとき。</p> <p>(6) 第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。</p> <p>(7) 第18条の条件に違反したとき。</p> <p>(8) 第19条の規定に違反して他人に特定事業を行わせたとき。</p> <p>(9) 第20条及び第22条から第25条までの規定に違反したとき。</p> <p>(10) 第30条第1項の規定により第9条第1項の許可を受けた事業主等の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからサまでのいずれかに該当するとき。</p> <p>(11) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定により第9条第1項の許可の取消しを受けた事業主等(当該取消しに係る特定事業について前条第1項又</p>	<p>(措置命令)</p> <p>第33条 条例第7条第2項及び第3項、条例第31条各項、条例第33条各項又は条例第36条各項に規定する措置命令は、措置命令書(別記第53号様式)により行うものとする。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第34条 条例第32条第1項の規定による許可の取消しは特定事業許可取消通知書(別記第54号様式)により、停止命令は停止命令書(別記第55号様式)により行うものとする。</p>	<p>・違反した場合は措置命令、罰則あり。</p> <p>・違反した場合は措置命令、罰則あり。</p>
--	--	---

<p>は第2項の規定による命令を受けた事業主等を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染又は特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(廃止、完了、終了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)</p> <p>第33条 市長は、第26条第6項、第27条第5項、第28条第5項又は前条第2項の規定に違反した事業主等に対し、期限を定めてその特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第26条第6項、第27条第5項、第28条第5項又は前条第2項の規定に違反した事業主等が行った特定事業により、特定事業区域の土壌が汚染され、又は汚染のおそれがあると認めるときは、当該特定事業を行った事業主等に対し、期限を定めて当該区域について現状を保全するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(関係書類等の保存)</p> <p>第34条 許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業について第26条第3項の規定による廃止の届出、第27条第3項の規定による完了の届出若しくは第28条第3項の規定による終了の届出をした日又は第32条第1項の規定による第9条第1項の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。</p> <p>2 前項の書類及び図面の写しについては、これらに記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。)の保存をもって、当該書類及び図面の写しの保存に代えることができる。この場合における前項及び第45条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該書類及び図面の写しとみなす。</p> <p>3 許可事業主等は、第23条第1項に規定する土砂等管理台帳を閉鎖後5年間保存しなければならない。</p> <p>4 前項の土砂等管理台帳については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の保存をもって、当該土砂等管理台帳の保存に代えることができる。この場合における前項及び第44条第4号の規定の適用については、当該電磁的記録は、当該土砂等管理台帳とみなす。</p> <p>第5章 特定事業に係る土地所有者等の義務 (特定事業に係る土地所有者等の義務)</p> <p>第35条 土地の所有者等は、第10条第1項(第16条第2項、第17条第2項、第29条第1項及び第6項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の同意をしようとするときは、当該同意に係る特定事業が一時堆積特定事業以外の特定事業である場合にあっては当該特定事業が完了した後の土地の利用計画を踏まえて第12条第1項第1号から第11号までに掲げる事項を、当該特定事</p>	<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第35条 条例第34条第2項及び第4項の規定による保存は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>(1) 作成された電磁的記録を事業主等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を事業主等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>2 事業主等が、前項各号に規定する方法による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。</p>	<p>・違反した場合は罰則あり。</p> <p>・違反した場合は罰則あり。</p>
---	---	---

<p>業が一時堆積特定事業である場合にあっては同条第2項第1号から第6号までに掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>2 第10条第1項の同意をした土地の所有者等は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。</p> <p>3 第10条第1項の同意をした土地の所有者等は、当該同意に係る特定事業により土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う事業主等に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p> <p>(特定事業に係る土地所有者等に対する措置命令)</p> <p>第36条 市長は、特定事業に改良土等が使用されていることを確認したときは、第7条第3項の規定によるほか、当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者等に対し、期限を定めて当該特定事業に使用された改良土等(当該改良土等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)を撤去し、又は当該特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第31条第1項の規定によるほか、期限を定めて当該特定事業に係る第10条第1項の同意をした土地の所有者等に対し、当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>第6章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第37条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等(土地の埋立て等を行う疑いのある者を含む。)に対し、市長の指定する日までに、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第38条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業主等の現場事務所、特定事業場その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、土地の埋立て等に改良土等が使用されているおそれがあるときは、試験の用に供するのに必要な限度において当該改良土等は無償で採取させることができる。</p> <p>2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(官公署への照会等)</p> <p>第39条 市長は、この条例に関する調査について必要があるときは、官公署に照会し、又は協力を求めることができる。</p>	<p>(土地所有者等による特定事業の施工状況の把握)</p> <p>第36条 条例第35条第2項の規定による特定事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る特定事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意に当たって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該特定事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。</p> <p>(身分を示す証明書)</p> <p>第37条 条例第38条第2項に規定する証明書は、身分証明書(別記第56号様式)とする。</p>	<p>・違反した場合は罰則あり。</p> <p>・違反した場合は罰則あり。</p> <p>・違反した場合は罰則あり。</p>
--	--	--

<p>(公表)</p> <p>第40条 市長は、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、違反等の事実その他規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>(1) 第7条第2項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第2項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した事業主等</p> <p>(2) 第32条第1項の規定により許可を取り消された事業主等</p> <p>(手数料)</p> <p>第41条 第9条第1項、第16条第1項又は第29条第1項の許可を受けようとする事業主等は、印西市手数料条例（昭和58年条例第1号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7章 罰則</p> <p>(罰則)</p> <p>第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第7条第2項若しくは第3項、第31条第1項若しくは第2項、第32条第1項、第33条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した事業主等</p> <p>(2) 第9条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第17条第1項又は第29条第1項若しくは第6項の規定に違反して特定事業を行った事業主等</p> <p>(3) 第19条の規定に違反して他人に特定事業を行わせた事業主等</p> <p>第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土砂等を搬入した事業主等</p> <p>(2) 第23条第1項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして特定事業を行った事業主等</p> <p>(3) 第23条第2項、第24条第1項若しくは第2項又は第37条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業主等</p> <p>(4) 第34条第3項の規定に違反して、土砂等管理台帳を保存しなかった事業主等</p> <p>(5) 第38条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした事業主等</p> <p>第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第16条第9項、第26条第3項、第27条第3項、第28条第3項又は第30条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業主等</p> <p>(2) 第20条第1項又は第2項の規定に違反して、標識を</p>	<p>(公表)</p> <p>第38条 条例第40条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土地の埋立て等を行った場所</p> <p>(2) 土地の埋立て等を行った期間</p> <p>(3) 土地の埋立て等を行った面積</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 条例第40条の規定による公表は、印西市公告式条例（昭和29年条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第39条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	
--	--	--

<p> 掲示せず、又は境界を明らかにする表示を行わなかった事業主等 (3) 第21条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして土地の埋立て等に着手した事業主等 (4) 第34条第1項の規定に違反して、書類又は図面の写しを保存しなかった事業主等 (両罰規定) 第46条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。 (印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の廃止) 2 印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成10年条例第6号)は、廃止する。 (経過措置) 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の印西市土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項若しくは第2項又は第9条第1項の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定による許可を受けて小規模特定事業(以下「旧小規模特定事業」という。)を行っている者は、第9条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して3月間は、なお従前の例により当該旧小規模特定事業を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。 5 この条例の施行の際現に発せられている旧条例第19条第2項及び第3項、第20条第1項、第21条第1項並びに第22条の3第1項及び第2項の規定による命令は、なお効力を有する。前項の期間経過の際現に旧条例第19条第2項及び第3項、第20条第1項、第21条第1項並びに第22条の3第1項及び第2項の規定により発せられている命令についても、同様とする。 6 この条例の施行前にした行為、附則第4項の規定により従前の例によることとされる旧小規模特定事業に係るこの条例の施行後にした行為及び前項の規定によりなお効力を有することとされる命令に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (準備行為) 7 第11条の規定による協議、助言及び指導に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。 (印西市手数料条例の一部改正) 8 印西市手数料条例(昭和58年条例第1号)の一部を次のように改正する。(以下略) </p>	<p> 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 (印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の廃止) 2 印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成10年規則第24号)は、廃止する。 附 則(平成29年3月31日規則第33号) この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(平成31年3月29日規則第18号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和2年2月12日規則第18号) この規則は、交付の日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について運用し、施行日前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際現に印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成28年条例第37号。以下「条例」という。)第9条の許可(条例第16条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第22条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての新規則別表第1の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 4 この規則の施行日前に行われた土砂等の埋め立て等及びこの規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、施行日前に条例第22条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)を使用して行われた埋立て等の場合における条例第24条第2項、第26条第5項、第27条第4項及び第28条第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規則別表第1の規定の適用につい </p>	
--	--	--

ては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 特定事業届出受理書(別記第2号様式)は、改正後の土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)以後に届出された印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成28年条例第37号。以下「条例」という。)第9条第2項第1号の規定による届出について適用する。
 - 3 新規則別表第2の規定は、この規則の施行日以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日以前に行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
 - 4 この規則の施行の際、現に条例第9条第1項の許可(条例第16条第1項の許可を含む。以下「既許可」という。)を受けている者が施行日前に条例第22条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)についての新規則別表第2の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 5 この規則の施行日以前に行われた土砂等の埋立て等及びこの規則の施行の際、現に既許可を受けている者が当該既許可に係る特定事業の区域内において、施行日前に条例第22条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等(当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。)を使用して行われた埋立て等の場合における条例第24条第2項、第26条第5項、第27条第4項及び第28条第4項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての新規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
 - 6 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

別表第1（第3条、第9条、第22条、第25条）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	平成3年環境庁告示第46号別表の当該項目の測定方法の欄に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	同上
ゆうきりん 有機燐	検液中に検出されないこと。	同上
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	同上
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	同上
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	同上
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	同上
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	同上
P C B	検液中に検出されないこと。	同上
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	同上
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	同上
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	同上

クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	同上
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。	同上
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。	同上
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	同上
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	同上
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	同上
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	同上
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	同上
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	同上
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	同上
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	同上
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	同上
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	同上
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下であること。	同上
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	同上
1, 4-ジオキ	検液 1 リットルにつき 0.05	同上

サン	ミリグラム以下であること。	
水素イオン濃度	4.5以上8.0以下であること。	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の12.1に定める方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。
 - (1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。
 - (2) 純水又は塩化カリウム液（1N塩化カリウム液に約N/10水酸化カリウム液を加えてpH7.0に調整したもの）を50ミリリットル加える。（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2.5とする。）
 - (3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。
 - (4) 結果にはpH(H₂O)又はpH(KCl)と付記し、測定条件を明確にする。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第4条、第25条）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号別表1の当該項目の測定方法の欄に掲げる方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	同上
有機 ^{りん} 燐	—	昭和49年環境庁告示第64号付表1
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	昭和46年環境庁告示第59号別表1の当該項目の測定方法の欄に掲げる方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	同上
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	同上
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	同上
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	同上
PCB	検液中に検出されないこと。	同上
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	同上
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	同上
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	同上
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	同上
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	同上
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	同上
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	同上
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	同上

1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	同上
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	同上
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	同上
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	同上
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	同上
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	同上
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	検液1リットルにつき10ミリグラム以下であること。	同上
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	同上
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	同上
1, 4-ジオキサソ	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	同上
銅	—	規格K0102の52.2、52.3、52.4、52.5に定める方法
浮遊物質	—	昭和46年環境庁告示第59号付表9に掲げる方法
水素イオン濃度	—	規格K0102の12.1に定める方法

備考

- 1 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表第3（第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第16条）

- 1 砂防法（明治30年法律第29号）第4条第1項の規定により砂防指定地における許可を要する行為
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 3 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 4 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
- 5 港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
- 6 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 7 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行区域内における許可を要する行為
- 8 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 9 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
- 10 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 11 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 12 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項又は第30条第1項の規定による許可を要する宅地造成
- 13 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
- 14 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項の規定による許可を要する開発行為
- 15 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同法第66条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 18 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為

- 19 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 21 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第19条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 22 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 23 千葉県風致地区条例（昭和45年千葉県条例第6号）第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 24 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
- 25 千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為

別表第4（第15条）

- 1 特定事業区域の地盤が滑りやすい土質の層があるとき、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換え、その他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地に特定事業を行う場合にあつては、特定事業を行う前の地盤と特定事業に使用された土砂等とが接する面が、滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が施されていること。
- 3 特定事業の高さ（特定事業により生じた法面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ当該特定事業の高さの欄及び当該法面の勾配の欄に定めるものであること。

区分	特定事業の高さ	法面の勾配
土質試験等に基づき特定事業の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（特定事業の高さが5メートル以下の場合にあつては、1.5メートル）以上の勾配

- 4 特定事業の高さは、特定事業区域が接する前面の公道（土砂等の搬入口に接する公道をいう。）を基点（当該搬入口と当該公道が接する地点をいう。）として、0.5メートル以内、若しくは、特定事業区域と接する隣接地境界（最上部）との段差は0.5メートル以内とする。ただし、土地利用上やむを得ない理由がある場合又は安全性が確認された場合はこの限りでない。
- 5 特定事業の高さが5メートル以上である場合にあつては、法面の途中に特定事業の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、当該段及び法面には雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝等の施設が設置されていること。
- 6 擁壁を用いる場合の擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条から第12条までの規定に適合すること。
- 7 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の浸透水によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように締固め等の措置が講じられていること。
- 8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹きつけ等によって風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
- 9 特定事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第5（第15条）

- 1 土砂等の堆積が最大になった場合における底面積は、一山につき100平方メートル以内とすること。
- 2 土砂等の堆積が最大になった場合の当該堆積の高さ（法面の最下部と最上部の高低差をいう。）が、2.0メートル以内であること。
- 3 土砂等の堆積が最大になった場合における法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配であること。
- 4 土砂等の堆積が最大になった場合において、一山の周囲に4.0メートル以上の保安地帯の設置されていること。
- 5 一時堆積特定事業区域の隣接地と当該一時堆積特定事業区域との間に4.0メートル以上の幅の保安地帯が設置されていること。
- 6 土砂等が飛散するおそれがある場合にあつては、散水その他の土砂等の飛散を防止するために必要な措置が講じられていること。